

平成 30 年度

第 13 回文教民生常任委員会会議録  
第 7 回文教民生分科会会議録

平成 30 年 12 月 5 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第13回文教民生常任委員会会議録

---

日 時 平成30年12月5日（水曜日）

---

場 所 宍粟市役所503会議室

---

開 会 12月5日 午前9時14分

---

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査・調査事項

◆第82回宍粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

（総合病院）

①継続調査

- ・診療科別患者数及び診療報酬について
- ・診療科別病床利用状況について

②その他報告事項

- ・外来診療担当医について

（市民生活部）

①審査事項

- ・第106号議案 宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

②継続調査

- ・可燃ごみ週2回収集実証事業について  
市民アンケート結果について
- ・今後の環境施策について  
再生可能エネルギーを中心とした地域循環型社会について

③その他報告事項

- ・太陽光発電施設設置事業の届出状況について
- ・再生可能エネルギー利用促進事業補助金申請状況について
- ・資源物回収状況について

(健康福祉部)

①継続調査

- ・福祉計画（子ども子育て、障害者、高齢者、生活困窮者）について
- ・地域のあり方と今後に向けて（地域医療と介護の連携）

②その他報告事項

- ・生活困窮者自立支援事業の状況について
- ・認知症予防対策・支援事業について
- ・地域の支え合い活動の展開ステージと取り組み状況について
- ・「宍粟市自殺対策計画」に関するパブリックコメントの実施について

(教育部)

①審査事項

- ・第 103号議案 宍粟市立認定こども園条例の制定について
- ・第 108号議案 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
- ・第 109号議案 宍粟市立保育所条例の一部改正について

②継続調査

- ・幼保一元化推進状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について

③その他報告事項

- ・教職員の勤務時間実態調査報告について

◆第82回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. その他

- ・次回委員会の開催日について

5. 閉会

---

出席委員

委員長	榎橋美恵子	副委員長	浅田雅昭
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
〃	今井和夫	〃	神吉正男
〃	林克治	〃	大畑利明
議長	実友勉		

---

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長	志水史郎	総合病院事務部次長	大前和浩
総合病院事務部次長兼総務課長	船曳浩尉	総合病院医事課長	木原伸司
総合病院総務課副課長	鳥居長則	総合病院総務課財政係長	岸根潤
総合病院総務課副課長兼総務係長	阪本典子		

(市民生活部)

市民生活部長	平瀬忠信	市民生活部次長	森本和人
市民生活部次長	前川満	環境課長	宮田隆広
市民課長	中尾美恵子	税務課長	梶原昭一
債権回収課長	石垣貴英	税務課副課長	朱山和成

(健康福祉部)

健康福祉部長	世良智	健康福祉部次長	大谷奈雅子
健康福祉部次長兼社会福祉課長	橋本徹	健康福祉部次長兼障害福祉課長	田中祥一
介護福祉課長	小椋憲樹	保健福祉課長	平尾真弓
保健福祉課係長	岸根成美	千種保健福祉課長	大砂正則
一宮保健福祉課長	前田徳之		

(教育部)

教育部長	前田正人	教育部次長	山本信介
教育部次長	田路正幸	教育総務課長	進藤美穂
学校教育課長	世良重信	こども未来課長	中尾善弘
施設整備課長	西林文隆	社会教育文化財課長兼歴史資料館長	原真弓
山崎給食センター所長	池本雅彦	教育総務課副課長	福元佳代

---

事務局

主 幹 小 椋 沙 織

(午前 9時14分 開会)

○榎橋委員長 説明のほうはよろしいでしょうか。簡単をお願いします。

【継続調査及び報告事項を実施】

○榎橋委員長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、先ほど部長のほうからお話がありました、院長との意見交換みたいな、本当しっかりできたらいいかなと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

それでは、ありがとうございます。これをもちまして総合病院の審査を終了させていただきます。ありがとうございます。御苦労さまでした。

午前10時20分休憩

---

午前10時56分再開

○榎橋委員長 106号議案の審査を行いたいと思います。

御説明は。

中尾課長。

○市民生活課長 106号議案につきまして御説明させていただきます。

福祉医療助成制度の改正がございまして、条例につきましては宍粟市福祉医療費助成条例、それと母子家庭等医療費助成に関する条例ということで、二つの条例につきまして、内容については同じ内容になりますので、一本で上げさせていただいております。

1ページの資料をごらんください。

現在、税の控除の中には寡婦控除というものがございまして、この対象につきましては、離別や死別によるひとり親について寡婦控除が受けられるということになっております。未婚のひとり親につきましては、現在、税ではその控除が受けられないということで、公平性がないということで、国のほうでも今、税についても協議がなされているところでありますし、これまでも県下各市町などでこの未婚のひとり親についても同じように寡婦控除を受けたとみなして判定するというような動きが出ているところです。国の調査によりますと、死別がひとり親の中で8%ほどあり、また未婚につきましては8.7%と死別よりも多くなっているような現状があるということの調査結果もあります。

宍粟市におきましては、県の補助要綱に基づきまして、福祉医療のほうを助成を

しているわけですが、県の要綱が9月1日をもって改正になったことに伴いまして、宍粟市のほうでも改正を行いたいと考えております。

資料の一番上のほうに①低所得区分判定という部分と、②の所得割額の算定ということで、二つ書いておりますけれども、下の表に各福祉医療助成の概要を書かせていただいております。

まず、所得制限等のところで、ちょっと太字にしておりますけれども、①とか、それと本人負担限度額のところとあわせまして①②でお示しさせていただいている部分と関係があるところになってきております。

ちょっとちなみに、例示をさせていただいているもので御説明をさせていただきたいんですけれども、①の低所得区分判定につきまして、例えば高齢期以降の例にとりますと、所得制限等の中で市民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方が対象になるということになっております。高齢期以降につきましては、上に図示していますとおり、世帯の方の所得で、それぞれが所得を見ることになっておりまして、本人様が例えば既婚者であったとしても、お子さんが未婚のひとり親の場合、また、御本人自体が未婚のひとり親の場合ということもあるかもしれませんけれども、こういう場合に対象になって判定をするというふうなことになっております。

また、例示の2番のほうなんですけれども、所得割額の算定ということで、重度障がい者の方の例を図示をさせていただいております。これは、例としましてはお父様お母様もう亡くなった形の例示にしておりまして、扶養義務者としてお姉さん、未婚ということで書かせていただいておりますけれども、扶養義務者についてもこの所得割額、23万5,000円の基準がありますので、このお姉さんが未婚の場合も該当するということになっております。今この例示では父母も亡くなったことにしておりますが、例えばこのお母様が未婚の母お一人で御本人様を扶養しているような場合でも該当になるということになります。

対象者につきましては、このように扶養義務者ということで範囲が広い部分もございまして、なかなか今現状の公簿の中では確認しようがない部分がありますので、改正後には広報やしそチャンネル、ホームページなどで周知をしていきたいと考えております。

ただ、母子家庭等医療費助成が児童扶養手当、ひとり親の家庭対象に手当が出ておりますので、その中で確認をしましたところ、未婚のひとり親の方が24名いらっしゃいました。これが10月末の時点です。その中で福祉医療、母子家庭医療が出て

る方が3名ありました。ほかの方は所得オーバーにより助成の対象外ということで既になっておりまして、3名の方があり、母子家庭医療の場合は低所得者、1番のところが影響があるわけなんですけれども、3名のうちお一人は既に低所得区分になっておられ、あとお二人につきましては、みなしで寡婦控除をしたとしても、一番下の表の下に書いておりますけれども、米印で、低所得者とはということで書かせておりますが、所得が80万円以下である者という基準がありまして、これは超えるということで、区分が変更になる方はお二人ともなりませんので、影響としては、今把握している範囲ではないということになっております。

また、保育所保育料のほうが先行してみなし寡婦を適用されているということで確認をとっておりますけれども、そちらの対象者につきましても、福祉医療のほうは影響する方がないということで確認をとっております。

今後いろいろな形で公簿から判断できる方がありましたら個別に対応をできるだけしたいと思っておりますし、また、広報などにつきましては、これらなかなか制度がわかりにくいと思っておりますので、まず該当と思われる方は相談してくださいというところを打ち出させていただいて、相談あった方につきまして、同意のもと戸籍などを確認させていただいたり、税を確認させていただいたりということで進めさせていただきたいと思っております。

この適用につきましては、県の要綱が9月からということになりますので、申請があった場合は9月にさかのぼって適用という形にしております。また、この影響がある方が例えば出た場合なんですけれども、その医療費がどのように区分が変わってくるかということがございまして、国保の方についてはレセまでこちらに届いておりますので、確認のしようが幾らかあるかとは思いますが、社会保険の方につきましては、全くそういう情報がない方、また福祉医療に非該当の方が該当になられる場合は全く情報がありませんので、本人様に医療状況を確認しつつ、できるだけ公簿で確認を進めていきたいと考えております。

以上です。

○榎橋委員長 説明いただきました。山下委員、わかりました。遡及されるというのは9月1日にさかのぼって遡及ですね。わかりました。

ほかにはございせんか。よろしいでしょうか。

それでは、106号議案は終了いたします。

それでは、その他の調査に移りたいと思います。

継続報告事項のほうから。簡単に。

【継続調査及び報告事項を実施】

○榎橋委員長 よろしいでしょうか。その他のほうはまた目を通していただいて、資料。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。じゃあこれをもちまして市民生活部の調査を終了いたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後 0時02分休憩

---

午後 1時59分再開

○榎橋委員長 それでは、委員会のほうに移らせていただきますが、継続調査事項はないですね。

じゃあその他の報告事項。

【報告事項を実施】

○榎橋委員長 じゃあ次回またよろしくお願いいたします。

よろしいですか。いいですか。

ありがとうございました。これをもって終了させていただきたいと思います。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 2時32分休憩

---

午後 3時09分再開

○榎橋委員長 それでは、委員会のほうに参りますけれども、それでは103号議案、宍粟市立認定こども園条例の制定についてでございます。

説明はよろしいですか。

中尾課長。

○中尾こども未来課長 それでは、103号議案ということで、宍粟市立認定こども園条例の件につきまして概要を御説明を申し上げます。

お手元の資料は条例案、103号の原本と、それから本日の委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

本日の配付資料の1ページ、2ページにつけておりますものは、11月1日と2日に分けまして各地域で入園を考えておられる保護者の皆さんに認定こども園の概要



について御説明を申し上げた資料となっております。この中で、条例と比較をしながらということなのですが、条例のほうは基本的なことを書かせていただいております。こども園の概要がわかるものというのは、参考資料といたしまして、認定こども園条例の施行規則の案をつけさせていただいておりますので、こちらのほうでもって概要の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、認定こども園条例施行規則のほうからごらんをいただきたいと思っております。第6条で利用定員ということで定めております。戸原のこども園について45名、一宮北のこども園について75名という定員の案を一応考えております。

本日配付の資料の中では、戸原のこども園の部分の利用定員について60名ということしておりますが、これは11月に第1次募集ということで、今、園児数については確定をしておりません。広く60名ということで募集をさせていただく中で、今、戸原保育所に通っていただいている児童が30名程度でございますので、倍の60名というのは非常に達成が今難しいというところで、規則の部分につきましては45名で提案をさせていただいております。本日配付の資料として、申しわけないんですが、2号認定の30名のところを15名と置きかえていただきまして、45名で、この条例案に参考資料として提出しております規則とあわせていただけたらと思っております。

4月1日に開園ということでございますので、1次募集、2次募集というふうなところで児童数が確定次第、この規則につきましては、もしかしたら公布の時点で45名を超えるようでしたら50名とか60名という定員に変わるかもしれませんが、そのあたりはちょっとお含みおきをいただきたいなというふうに考えております。

次に、第7条のところを通園区域を定めております。通園区域につきましては、これまでも御答弁申し上げておりますけれども、幼稚園児、1号認定の子どもについてのみ通園区域を設けるということで、保育を必要とする子どもにつきましては広く園区を設けずに受け入れをさせていただくということで、1号認定の幼稚園児の受け入れにつきましては、それぞれ中学校区の子どもの受け入れということで考えております。特に、いつも御質問をいただく3歳児のところは課題になろうかなと思っておりますけれども、戸原こども園では山崎南中学校区の校区内の3歳児を受け入れをさせていただくということで、実際に入園の説明会にも城下地区から3歳児の保護者の皆さんが参加されているということを御報告を申し上げます。

次に、第10条開園時間でございます。開園時間につきましては、午前7時30分から午後6時30分までの11時間保育を標準とするということにしております。

その次に、第12条でありますけれども、教育及び保育時間ということで、最長で

11時間を持ちながらなんですけれども、(1)の1号ですが、1号認定子どもの幼稚園部の保育時間につきましては午前8時から午後1時30分までとさせていただきます。2号及び3号の標準時間につきましては、先ほどの午前7時30分から午後6時30分まで、そのうち規則の3号といたしまして、2号認定子ども、3号認定子どものうち保育短時間の認定を受けているものにつきましては保育時間が8時間となっておりますので、午前8時から午後4時までの8時間という設定をさせていただきます。

規則のほう第13条、延長保育につきましては、先ほど午後6時30分までを標準と申し上げましたので、延長が必要な方につきましては午後7時までの延長ということを考えております。

第14条、一時預かりということで、こども園の開園時間内において一時預かりを実施するというようにしております。

第15条で休業日ということで、1号認定の子どもにつきましては幼稚園と同じ扱いということで、春休み、夏休み、冬休みを、幼稚園の規則と同じ期間を休業日として設定をさせていただきます。

第16条で教育週数につきましては、ここの部分につきましても幼稚園と同じく39週という目標を掲げさせていただきます。

第17条以降につきましては、それぞれ手続について定めるということにしておりまして、こういった概要で公立のこども園のほうを運営させていただくということで補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、論点整理表出させていただきますので、これに沿って順次質疑をさせていただきます。

それでは、グローバルさん。大畑委員のほうからお願いできますか。

大畑委員。

○大畑委員 その論点整理のちょっと前に、今説明いただいた中で、利用定員が当初と変わってきてるんですけど、これと建物の面積との関係いうたらどうなる。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 建物につきましては、兵庫県の県条例の規定を受けということで、3歳から5歳児の各教室については内のりで53平方メートル、あるいは、遊戯室につきましては最低でも100平方メートル、あと子どもの人数掛ける1.98平方メートルの広さを確保するという最低基準がございますので、戸原についても一

宮北についても同じ設計となっております、おおむね100名程度は収容が可能な施設ということで、これが兵庫県が求めている最低基準ということになりますので、あとはできるだけたくさんの方に利用していただくという工夫で運営を考えておるところでございます。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ということは、利用定員が少ないと余っちゃうので、いろんなスペースも利用せなあかんと思うので、それで、本会議でもちょっと質疑させていただいて、前田部長の答弁ではわからなかったんでちょっと資料提出いただいたんですが、そこでやろうとしている教育・保育以外のところですね。子育て支援事業としてはどういふものかということで、今日このいただいている資料あるんですが、延長保育とか一時預かりはわかったんですけども、それ以外の事業、子育て支援事業で具体的にどういうことをされるんか教えてください。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 資料のほうは本日追加で、論点整理表に基づく追加資料ということでお出ししておりますものをごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

条例のほうで第3条に子育て支援事業ということで、その第2項でありますけれども、第2項が子育て支援事業なんです、認定こども園法第2条第12項に定める子育て支援事業ということで、国が定めております法律を参照しますと、5項目ございまして、その中身といたしましては、地域の子育て相談、保護者の子育て相談に乗るということで、相談事業が第1号と2号に記載がされておまして、法律のほうの3号が一時預かりになっておまして、4号と5号につきましては、地域で子育て支援の活動を行う民間の団体または個人に対する必要な支援ということで、法律のほうに定めがございまして、私どもとしまして条例の中で定めるまず内容といたしましては、国の考えておる事業に沿った事業の展開ということを考えております。

1点だけちょっと難しいかなと思っておりますのは、この国の法律の中にありますのが、各家庭において出向いて、居宅において保護を行う事業ということもあるんですけども、この部分につきましては、こども園の幼稚園の教諭、保育士につきましては、家庭での保育というのはちょっと実施ができないということで、それ以外の部分につきましては全て実施をさせていただこうということで考えております。

そういった観点のもとで条例に、項目に合わせて御答弁申し上げるとすると、資料に書いておりますように、第2項で考えられる事業としましては子育て相談事業と、先ほど申し上げました一時預かりと、子育て広場ということで、園に来ていただいて在園児との交流を広げていくという事業を考えておるところでございます。

第3項として、その他市長が必要と認める事業といたしましては、多様な子育ての支援ということで、延長保育、通園バス事業、食育の推進、特別な支援を要する子どもへの配慮等が考えられるのかなということで、特段こども園だから何かということではなくて、通常、今、幼稚園、保育所でも実施をしておる事業を、より子育てのニーズに合わせたきめ細かな支援をしていこうということを考えておるところでございます。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 わかりました。部長が答弁されたんでは、私が言ったのは、認定こども園つくって、子育て相談でありますとか子育て広場事業みたいな、そこでやると。もう一方で子育て支援センターが別の事業やってると。その辺の整理をどういうふうにされてるんですかということ聞いたときに、こういう、今度は認定こども園で幼稚園教諭であったり保育士だったり、資格がある者がしっかり対応するので、よりよくなるというような答弁だったかと思うんですけども、実際そのような利用が、ここに通っておられる以外の人なんかもそこへ行って、子育て相談とか広場事業に参加しようというような形に具体的にになっていくんでしょうかね。その辺よくわからないんです。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 福祉のほうの子育て支援の担当者ともちょっと寄らせていただいて、どういう連携をとっていくかということは今ちょっとまさしく協議を始めたところなんですけれども、今も各市内の幼稚園、保育所、公立、民間を問わずなんですけれども、では、毎週1日は園庭開放の日というのを設けておまして、部長が答弁を申し上げたときには千種の杉の子こども園の取り組みを御紹介させていただいたと思うんですが、その日には園児ではない、在宅で子育てをされておる親子に御参加いただいて、特にこども園では園児がいますので、異年齢の交流を中心に体験活動というものが提供できるかなというふうに思っております。

一方、福祉のやっておる子育て支援事業というのは、例えば乳児健診であったり、予防接種だったり、その年にお生まれになった、同年齢で、同級生として一緒にこれから幼稚園に入り小学校に入りというような方が親子ともに交流を深められて、

活動を深められているというところがございまして、特に相談事業一つにしても、保健センターで行う子育て支援事業には、やはり対応が、保健のほうを中心とした保健師がいますので、そういう相談、こども園のほうにつきましても、幼稚園、保育士としてキャリアを積んだ先生がいますので、そこの相談ということで、少し、事業としては同じような事業、そして、少子化が進んでおりますので、地域の対象者としてはかぶってくるんですけれども、中身に特色をつけて、この両者が一緒に協力をして連携をすることで、高め合っていくというか、きめ細かな子育て支援事業の展開ができるのではないかなというふうに考えております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 次に、そしたら済みません。4条の入園資格のところ、普通、子ども・子育て支援法の規定で、支給認定受けたら全ての子ども対象になってるのかなと思ってたら、児童福祉法の話が出てくるんで、これは、そういう子ども・子育て支援法以外のところで必要な人ってどういう子どもになるのか教えてください。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 お手元の資料に条例第4条の入園資格ということでちょっと記載をさせていただいております。先ほどあったように、平成27年に子ども・子育て支援制度が始まりまして、保育に欠けると以前は申し上げていた規定が、児童福祉法にあって、それが子ども・子育て支援法のほうへ移行しまして、保育を必要とするということに変わったんですけれども、そのときに児童福祉法に残っている条項が一つありまして、それが児童福祉法第24条第5項第6項ということになるんですけれども、法律ですのでちょっと要約をさせていただきますと、市町村はやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の保育所もしくはこども園に入所させ、保育を行わなければならないという義務規定を残しております。どういうことかと申し上げますと、児童虐待であったり、それから育児放棄であったりということがケースとして考えられようかと思っております。

宍粟市でも家庭センター、こどもセンターと連携を図りながら、その役割について、このこども園が、昼間一時期でもお母さんとお父さんと子どもを離すことが育児に疲れているノイローゼの解消になるとかというような理由があるときにはこれを実施をさせていただいて、要は何が違うかということ、認定は働いていないと認定がおりなかったり、あるいはここを使うためには保育料の納付ということが必要になってくるわけですけど、そうではなくて、市の裁量によって措置ということで預か

ることができるということが法的に明記されておりますので、その部分を条例に反映をさせるということでございます。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 この措置費自体は全部行政が負担するというのでいいわけですね。わかりました。

その入園資格の中に、1号2号でもって救えないまだ3号があって、市長が必要と認める子どもというのはまだあるんですかね。前2号に掲げるもののほかというのは。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 例えばなんですけれども、災害等で保育が困難になった場合とか、家庭での保育が困難になった場合とか、いろんなケースが想定されるので、例規を定めるときには大体例外規定を設けるというところで、想定をしていない、今、想定がされていないようなケースも出てこようかなというようなところをお含みをいただけたらと思っております。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 いろいろ資料出してくださいまして、それで見させてもらったわけなんですけど、延長保育とか、あと一時預かりとか、公立の今度認定こども園ができるということで、今まで公立の保育所あるいは幼稚園等になかった延長保育、あるいは一時預かりというような制度が新しくできて、働く保護者にとっては非常にいいことだなと感じたわけなんですけども、その中で、私立の認定こども園においては延長保育の時間が7時半であったりして、公立の認定こども園よりも30分長いというような配慮がしてあるようなことになっているんですけれども、今度できる公立の認定こども園で7時までとされた理由というのはどういうところにあるのかというのが質問です。お願いします。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 基本的な考え方としては子育て支援ということで、保護者のニーズに合わせて保育をしていこうということでございます。ただ、多様な保育のあり方の部分で、確かに時間延長というのは7時半だったり、他市では8時までやっていると、9時までやっていると、これはあるのも承知はさせていただいておりますが、小さな子どもさんのことですので、できるだけ早く保護者のもとに、家庭に帰らせていただいて、夜の御飯を早く食べて早く寝ると。早寝早起きというようなことも我々としては呼びかけていきたいなというところもあったり、あるい

は、時間延長をしていくためには職員の配置が必要になってまいりますので、今のところ7時までということで、これは実施をしようと思っておるわけですが、利用者のニーズ、何人ぐらい利用していただけるかというのはちょっと始めてみないとわからないところがございますので、そういったところで、まずは7時までさせていただく中で、もし仮に7時では早いという声が聞こえるようでしたら、それは時間延長についてまた検討はさせていただこうと思っておりますけれども、いずれにしてもバランスが大事だなというふうに思っておるということで御理解いただけたらと思います。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 できるだけ早く保護者のもとにというのは本当に理想ではあるとは思いますが、今の宍粟市の婦人労働者というか、働いておられる人たちの現状はどうなのかということで、実際にみのりこども園で7時半までされてるということは、恐らく7時まで残業があって、迎えにきてたら7時半になるみたいな現状が多いからされてるんじゃないかなというふうにも捉えられるので、実際に始めてみて、そういう要望がたくさんあったら、時間を延ばすというようなことは考えてもらいたいなというふうには思いましたが、いかがですか。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 そのとおり検討させていただこうと思っております。ただ、どの程度の方がということと、この私立の保育園と公立のこども園と、役割というものもあるかと思っておりますので、そのあたりが、非常に延長するということは運営費の費用にはね返ってまいります。保育士も本当に民間、公立を含めて人手不足というところがありますので、その辺のバランスを見ながら調整をさせていただきたいと思っております。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 公立であるからこそ、保護者の働いておられる条件に見合っただけで、延長したとしても保育の質を保つとか、そういった工夫を行ってもらいたいなというふうに思います。

○榎橋委員長 今後またよろしくお願いたします。

大畑委員。

○大畑委員 延長と一時預かりについて資料2のところで確認させていただきたいんですが、4ページの。これは利用料金によって1、2、3が選択できるわけですね。延長というのは後ろだけかなと思ってたら、保育の始まる前も可能やという

ことであれば、これ何時から可能なんでしょうかね。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 これは、資料2につけておりますのは、今年度、来年度の園児の募集のときにホームページで公表あるいは保護者のほうへ配布をさせていただいておる資料でございまして、市内全域に適用を、考え方として適用をさせていただいているものでございまして、その次のページの資料3の民間保育園の延長保育、一時預かりの時間とあわせてごらんいただけたらと思っております。

ただ、今回の戸原と一宮北のこども園の部分につきましては、朝の延長というのはいちよっと考えていないということで、申しわけございません、こども園の資料としては午後6時30分から7時までの30分の後半の延長のみということで御理解をいただけたらと思います。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 それと、山下さんさっき言われたのちょっと違うかなと思ったんですけど、幼稚園部の延長が可能になったと言われたけど、幼稚園部は延長の対象にはならないでしょう。違うでしょう。

それで、よろしいですか。このこども園の戸原の募集案内の資料の、これの一日の過ごし方ということで、幼稚園は1時半まであって、バスで降園をして、その後一時預かり保育を受けることが可能やと。5時までいけるということなんだと思いますが、この場合の一時預かりというのは緊急、一時的保育が必要といういろいろ条件があるかと思うんですけど、その辺は市内統一なんですか。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 幼稚園の一時預かりということで、以前にはなかったんですけども、国の文部科学省のほうでも幼稚園の事業には一時預かりということで事業がございまして、この新しいこども園では幼稚園部の一時預かりも実施をさせていただこうと考えております。

御推察のとおり、一時預かりの部分については、本日の資料2のページにかけてあります保育の部分の一時預かりと同じ適用をさせていただこうと思っております。後半、半日の延長ということで、利用料については1,000円というようなことになるんですけども、その利用するのに条件をというのは特段、園長がいますので、今日は何でということとは聞くとおもうんですけども、それは特段制限をかけるというようなことではなくて、開園時間内において在園児の保育ということで、より使いやすい環境にはしていきたい。



ただ、どこかでは線引きが必要ですので、途中で長時間の保育が必要になった場合には幼稚園から保育園のほうへ認定がえということできっちり対応させていただきたい。特に来年度予定をされております幼児教育の無償化ということに関しましては、その辺の保育料の負担というところが全て解消されますので、今後はなかなか幼稚園児と保育園児との境目というのはわからなくなっていくのかなという方向性がございまして、そういった在園児ということできっちり保護者の希望に沿って保育ができるように、その体制を考えていきたいなというふうに思っております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

何でそこちょっと言うたかいうと、保育料のところ入っていくんですけどね、1号認定、2号認定、同じ認定こども園によって、1号受けといて、あと預かりで5時までとかいうふうにしていったら、保育料も安いし、何ら2号認定の人と変わらんだけの保育受けられてですよ、保育料で何でこんな違うんやという話が、いろいろ問題が出てくる可能性がありますので、今、中尾さんもその分、十分承知の上で答えがあったと思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、いつも言ってるんですが、保育料の格差の問題なんですが、平成30年度の保育料徴収基準表を出していただいております。資料1ですが、最初、千種で始まったときは千種の中には認定こども園しかなかったの、保育所と格差がどうこういう話は余り問題にはならなかったと思うんですけど、やはり山崎で始まったり、今度一宮で始まって行って、保育所と幼保連携型の認定こども園が共存する状態になってきたと。

そのときに、同じ3歳であって2号認定、これ見てもうたらわかるんですけども、一番、11階層のところ、その前の格差が大きいんですね。10階層ぐらいから大きくなるんですが、3歳児で保育所の標準時間で3万5,700円、認定こども園で2万9,700円ということで、6,000円月々差があるということで、最大6,000円がずっと階層によって差ができてくるんですけど、こういう状態を放置することはいかがかなというようにいつも言ってます。何でこれが合法なのかということ逆を説明を受けたいんですよ。

多分これ、幼稚園の保育料を見直してこなかったことが一番大きな原因じゃないかなと僕は見てるんで、やはりいつまでもそこを放置したまま、こういう保育所に預けてる人がふえてる中でですよ、格差をずっと続けるというのはちょっと問題があるん違うかなと。ですから、本来の保護者の所得に応じて保育料が決まるという

ような改正をしていただきたいなというふうには思うので、これは今回の議案とはちょっと違って来るんですけど、保育料も含まれた話なので、その辺ちょっと、何でこういう格差になつとるかいうのを少し御説明いただきたいと思います。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 この件につきましては、先ほどもありました、千種のこども園が開園しました平成27年の当初に認定こども園の保育料を設定した後、幾度となく御質問をいただきまして、本日に来ております。

再度申し上げますが、宍粟市では平成21年に幼保一元化計画を策定し、幼保一元化によるこども園を進めるという中で、3歳から5歳児について幼稚園児と保育園児が同じクラスで同じ教育・保育を受けることになることから、その保護者の保育料負担についてどうすることがいいのかということで検討を行っております。その結果として、幼保一元化推進計画では、保育料について公正公平の観点から、所得に応じた負担を基本としながら、幼児教育活動に係る利用料、これは幼稚園の時間と思いますが、については、長時間保育の保育料の半額もしくは長時間保育に係る時間数に対する幼児教育・保育活動の時間数の割合によって整理をすると、設定をするというふうの方針を定めております。

この規定をもとに、こども園の3歳から5歳児の保育料については、幼稚園部と保育園部の子どもと一緒に幼児教育・保育を受ける午前中の幼稚園の教育標準時間4時間の部分につきまして、所得階層に関係なく、幼稚園保育料の5,000円を基準としまして保育料を徴収をすると。その4時間を除きました、11時間保育から4時間を除いた残りの時間につきまして、それぞれ保育の表に戻って、世帯の収入に応じた、所得階層区分に応じた保育料を保育時間数で案分した金額を設定をするということで、この結果、先ほど言われました累進になりますので、一番大きなところでは6,000円の格差が生じておるということでございます。

このことが、認定こども園法で定める認定区分ごとに給付をするというところの条文と整合性が合わないのではないかとということで御指摘をいただいております。なんですけれども、私どもとしましては、子ども・子育て支援制度では保育料は保育所や認定こども園で受ける教育・保育に要した費用の一部であり、国が政令で定める額を上限として市が定めると規定をされておりました。同じ2号認定であっても、保育所と認定こども園では教育・保育に要する費用自体、公定価格の保育単価自体が保育所とこども園では単価が違いますので、そもそも税の公平な再配分というところには当たらないのではないかとというふうに考えております。

法律のつくりとしましては、保育料はその保育費、給付費の一部であるというふうに整理がされておりますので、そもそも公定価格が違う、施設によって違うというふうに定められておりますので、この件につきましては公平性を損なうものではないというふうに考えておるといことで、答弁をさせていただいております。

ただ、私としましては、この課題については、前にも御指摘をいただいたときに、検討する必要があると御答弁をさせていただいたと記憶をさせていただいております。こども園と保育所で同じ保育料とした場合には、こども園の中で幼稚園児と保育園児との均衡が保てなくなるので、申しわけありません、今、2号認定の中でこども園と保育所で保育料負担が違うと、現状ですので、ここを同じとすると、今度、こども園の中で幼稚園の園児の方と同じクラスの中にいる保育園の方のこの均衡が崩れますので、どちらにしても、今現状でどちらに合わせたらいいのかというところについては、先ほど大畑委員のほうからありましたように、仮にですけれども、幼稚園の保育料を国の徴収基準の所得階層に改めるとかというようなことが必要になってくるわけですが、非常に、今、幼児教育の無償化を控えておまして、その時期ではないという判断をさせていただいております。

そういったところから、来年、平成31年10月から幼児教育の無償化ということが予定をされておまして、3月に上程をさせていただきます平成31年度の当初予算案の編成の予算要求においても、来年10月からの教育無償化の予算を反映した予算案を提示をしたいということで、今、内部で調整をしておりますので、この半年、今から言えば1年後になるんですけれども、その幼児教育の無償化でこの課題については解消したいというふうに考えております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 前に検討課題と言っていたことは十分承知をいたしておりますので、ぜひ早急に検討いただきたいと思うんです。

決められてきたことについては、幼稚園とのバランスを見られたというふうに思うんですけどね。やっぱりほかのまち見ても、2号認定は認定こども園も保育所も同じ金額なんですよ。だから、じゃあほかのまちはそのバランスを欠いているんかみたいなことになるんでね。

だから、たまたま認定こども園は午前中教育ということで、1号認定、2号認定が一緒の教室におるということであって、そのことによって保育料を変えないかということについては、僕はちょっと理解できないんですよ。結果的に2号認定の子は昼からも残って、保育所の標準11時間と同じだけの保育サービスを受けるわけ

ですから、そこは一緒にいいんじゃないかなという気がしてるんですよ。もしそこが違うんだったら、ちょっとほかのまちも全部違うという話になるだろうし、それはよくわからないんですけどね。

だから、そこを各町が独自で定めてもええんやとおっしゃるけど、それは国が定めておる公定価格範囲内で額を定めるという金額の問題であって、制度を変えることは自由だということではないと思ってるんです。だから、ここでやっておってもしゃあないんで、また検討いただきたいなと思います。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 この移行における配慮ということなんですけれども、例えば保育所というのがもともと児童福祉法による施設ということで始まったということで、それで保育料等も細かく階層に分けてあるわけなんですけれども、例えば預かり保育とか延長保育とかの利用料金等もやはり所得に応じて減免等を考えるべきじゃないかなと思うんですけど、その辺はどのようになってるんでしょうか。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 御指摘のとおり視点というのは大切かなというふうには思っておるところでありますけれども、現時点では保育料本体が所得階層に応じた階層区分になっておりまして、しかも保育時間というのは11時間保育というのを標準にしておりますので、一定の利用ができる、例えば低所得の階層であれば保育料はゼロというような階層もございますので、そういったところで担保できているという考え方のもと、延長保育の部分については、あるいは一時預かりの部分については、今現在所得階層というのは導入ができていない、していないということで御理解をいただきたいと思います。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 所得的に低いがために延長保育を使えないとか、預かり保育を使えないとかいうような家庭がないようにだけお願いしたいと思います。

それであと、この移行における配慮なんですけれども、例えば戸原こども園は保育園であったということで、今度認定こども園になるわけなんですけれども、そのところで、保育の質以外の教育の質というのをどのように保っていけるのか、これから保育をしてくださる方たちへはどのような配慮を行っておられるのかということをお尋ねします。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 以前からなんですけれども、特に平成27年に子ども・子育て

というようなことで幼稚園、保育所を取り巻く環境は大きく変わってきておろうかなというふうに思っております。そこにあわせて幼稚園教育要領であったり保育所保育指針、そして認定こども園では幼保連携型認定こども園教育・保育要領というようなことで、これを見ますと、先ほどありましたような、幼稚園と保育所においてサービスの部分の違いはいろいろあるかなというふうに思いますけれども、教育の中身、本質については変わりはないというふうに考えております。

ですから、保育所保育指針についてもきちっと幼児教育というものを担保しておりますので、宍粟市の職員としましては、幼稚園と保育所で人事交流もしておりますし、職員の採用に当たっては保育所の保育士だけとか幼稚園の幼稚園教諭だけというような採用をしておりません。両方の免許を持った先生ということで、中には臨時職員で保育士だけの免許というようなこともありますけれども、基本的にはそういうことはしておりませんので、先ほどあった、例えば一宮北が幼稚園と保育所の組み合わせで統合される、一方で戸原が、保育所からこども園になるからというようなことではなくて、宍粟市で初めての公立の2園となりますので、同じ教育・保育内容が受けれるようにしっかりとやっていきたい、そういうふうに考えております。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 その同じ教育・保育内容が受けれるようにということで、あと、保育士さんあるいは幼稚園、教育のほうを担当されてる教諭の方たちとの、同じ施設で働いていかれるということで、賃金等の労働条件とかいうようなところでは、きちんと今後保育、教育を行ってくださる方に話し合いとかはもうされてるんでしょうか。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 先ほども申し上げておりますように、宍粟市教育委員会の職員として、給与表としては保育士と幼稚園というのは分かれておりませんので、給与体系には全く差がございません。ですから、労働条件につきましても、我々市の職員としての同じ基準が適用されておりますので、幼稚園と保育所が一緒になるから職員への配慮というのは全く必要はないところでございます。

ただ、時間が11時間保育になりますので、ただ、保育所では11時間保育をやっておりますので、先ほど申し上げたように人事交流もしておりますので、新たに幼稚園からこども園に異動になる職員向けにはしっかりと説明をしていきたい。ただ、それは今までも同じで、幼稚園は幼稚園ばかり、保育所は保育所ばかりという

職員はいませんので、そこの辺の認識は、私、こども未来課の下に幼稚園も保育所もぶら下がっていますので、同じこども未来課の職員として一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 最後に、子ども、保護者への配慮ということで、障がいのある特別な配慮を必要とする子ども、あるいはまた、保護者で育児に不安があるとか、あるいは不適切な養育等が疑われる、措置で対応されているような場合とかの特別に支援が必要な人たちが、現在ある施設から今度新しい施設に移るということに対しての不安等あらわれるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の配慮というのはどこまで行われているのかお尋ねします。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 大変申しわけないんですが、そういう環境に適合するかどうかということについては、新しい園舎が完成をして、実際に子どもが行ってみたいとわからないところが多分にあるかなというふうに思います。今後、そういったところについて心配り、支援を配慮をしないといけないということは思いがあるわけなんですけれども、一応幼児教育の部分ではその支援の度合いがあるんですけど、1対1の加配というようなことで、そういう配慮を既にしてしておりますので、支援員との組み合わせによりましてスムーズに移行ができるように配慮をするということと、それから、どちらにしても新しい施設で、広さも今の施設よりは格段、設備的には充実をしまするので、そういったところで、あとは人的な配慮の部分でスムーズに移行できるように配慮をさせていただきたいと思います。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 そしたらあと、不安に思っておられる保護者に対しても個別に対応しっかりしていただくということで理解してよろしいですか。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、103号議案はよろしいでしょうか。次に参りますね。

108号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてでございます。

説明よろしくお願ひします。

進藤課長。

○進藤教育総務課長 108号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について説明します。

資料のほうは議案書で説明したいと思います。

平成31年4月1日一宮北こども園を開園することから、平成31年3月31日をもって宍粟市立三方幼稚園を廃止、また、一宮南中学校区においても平成32年4月1日認定こども園の開園を目指して協議を進めていることから、当該施設を整備するまでの間、平成31年4月より宍粟市立神戸幼稚園で3歳児教育を開始するに当たり、幼稚園設置条例の一部を改正するものです。

ページ、次のページ以降に改正内容と新旧対照表をつけております。新旧対照表にて御確認いただければと思います。

第3条で三方幼稚園を廃止して、神戸幼稚園で3歳児教育を始めますので、三方幼稚園を神戸幼稚園に置きかえております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

質問はありませんね。よろしいでしょうか。次参りますね。

第109号議案です。宍粟市立保育所条例の一部改正について、お願いいたします。中尾課長。

○中尾こども未来課長 先ほどの幼稚園の条例と酷似をしておりますので、ここでは新旧対照表でのみ御説明をさせていただきたいと思います。

先ほどから御説明をさせていただいております戸原こども園と一宮北こども園の開園にあわせまして、宍粟市立戸原保育所と宍粟市立一宮北保育所のこの二つの保育所につきまして平成31年3月末をもちまして廃園をするということで、条例を改正の提案をさせていただくものでございます。よろしく申し上げます。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

質問はよろしいですね。大丈夫ですね。

それでは、継続調査事項のほうに参りたいと思います。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

○榎橋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、長時間になりました。ありがとうございます。これで教育部の審査終了いたします。御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後 3時28分休憩

---

午後 4時42分再開

○榎橋委員長 それでは、続きまして、第103号議案についてです。

自由討議、はい。

○大畑委員 自由討議をお願いします。認定こども園自体の設置については、異議ないんですけど、今日もちよっと議論しましたように、保育料を議会としての附帯意見みたいなものをつけてもらえへんかなと思うんやけど。中尾さん説明してるところはもっともというふうに聞こえるんやけど。本来こども1号認定、2号認定という3歳以上分けるわけですよ。1号は教育を受けたいという子どもで、幼稚園か認定こども園を選べるようになっておるね。その1号認定を受けた中で、幼稚園と認定こども園の差をつけたらあかんと思う。2号になった場合は、認定こども園と保育所を選ぶわけですね。そこのサービスうけるわけで、そこの両方の間の差をつけたらあかんとなっておるわけですね。認定こども園には1号の人と2号の人もおるから、そこのバランスを考えなあかんというのは、これは本来の制度設計とは違う話なんですよね。そこを持ち出してくるさかいにもっともらしく聞こえる。うちは比較するとき幼稚園の1号のところ幼稚園の保育料自体を低く抑えとるからね。余計に格差が広がったんですけども、現実的に同じ2号の認定受ける中で、保育所と6,000円も最大で違うという、月ですよ、大きい思うんやね。こういうことに対して、中尾さん検討していく、課題だと言ったけど、やっぱり検討に追い風かける意味でもね、議会として意見つけてもらえへんかなと思うんですけど、いかがですか。

○浅田委員 最初の保育料、認定こども園の保育料のたたき台つくった立場があるんで、やっぱりスタートするとき、午前中の保育時間の保護者の方もいろいろというんな意見もあって、その中で同じ午前中一緒にするんだったらという、そのいろいろんなやりとりの中で、そしたらどうい保育料がいいのかなということ、いろいろ議論を重ねた結果が認定こども園の保育料だったと。

それで、言ってることもわからんではないんやけども、やはり初めて宍粟市として幼保一元化施設をつくるということになったときに、いろいろ、当然地域の方、保護者や地域の方々のいろいろな協議会、いろいろんなやりとりの中で設定していったとこやから、だで、これが完全にだめやということではないだろうと思うんやけども、今回、今度幼児教育の無償化ということになってきよんやで、もう既に保育料設定してから大分進んできようで、ある程度附帯決議というか、意見つけるにしても、ある程度、表現はちよっと考えてもらわんかったらちよっとぐあいが悪いかなと。それを今からその保育料の設定を否定するということは、それはあかん話やな。



○大畑委員 否定してるわけやなくて、その千種で始まったときは、千種だけやった。

○浅田委員 そうやけど。

○大畑委員 ところが、今はほんまに山崎、一宮、保育所のあたりからいろんな意見が出よるはず。ある保護者から、保育所に入っとして、認定こども園のほうが6,000円安いということで、途中でかわったりしとる。子どもの奪い合いになってるんですよ。そういうことをやっぱり、いくら何でも、当時はそうだったかもわからんけど、もう変わってきてるんやから、本来に戻すべきで、そこを、認定こども園の金額を変えられんのだったら、保育所のところを下げたらええと思うんや。認定こども園に合わせたらええと思う。無償化に向かっていくんやから。だから、認定こども園を上げということになると、当時の制度設計を壊すことになるさかいに、保育所を下げたらええと思う。ほんまに子どもの保育料のそこだけで奪い合いしたり、親の都合で子どもが行くところを決められていくということを変えていかなあかんの違うかなと思う。だから、言い方はないけど、そこはそういう附帯にするか考えていただいて、何か意見つけてほしいなと。

○林委員 これ、いつ決めたんや。

○浅田委員 千種の幼保一元化をするということで、ほな保育料どないするんだよと。午前中同じ幼児教育するんだらうという、幼稚園の保育料というのは安かったんや。

○林委員 その議論するならそのときにしとかんと。

○大畑委員 それで、そのときに上げていこうという話だったんやけど、規則で定めとるから、議会がそのことに対して言えなんだ。条例のところに入れてこなんだ。条例に上げてくれたら、そこで採決で、そういうことだめだったんやけど、規則に作ってきたんや。議会として採決に持ち込めなかったという、そういう、そこからずっと一般質問の中で言い続けとんです、私。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 幼稚園の保育料が低かったということで、差が出てきてるわけですよ。保育園のほうも引き下げるとというのが一番ええかなと。保育園のほうの保育料も最大で6,000円差があるわけでしょ。保育園のほうも引き下げていくというような考えでもいいかなとも思います。

○大畑委員 具体的にそのことは附帯決議で言う必要はないんですけど、やっぱり検討すべき事項やということに上げておいてもらいたいなと。

○榎橋委員長 皆さんはどうですか。

○浅田委員 当然、多分国が決めとる保育料の徴収基準、あれがベースになっている。

うちはそれよりは下がるとるでな。

- 大畑委員 市の持ち分は増える。
- 浅田委員 保護者はどっちになっても構わん。関係あれへん。10月から。
- 神吉委員 無償化が目の前にきてるので、附帯をつけるのは、何か違う気が。
- 浅田委員 国よりは宍粟市のほうが安い。中尾課長は今度幼児教育の無償化というのがスタートするで、そのときにどう、要はまだ国の制度設計今しよう最中やから、それを見てからでええんちゃうかなと思いますけど。
- 榎橋委員長 どうですか。宮元委員、どうですか。
- 宮元委員 来年10月の無償化というのものもあるし。
- 今井委員 現状で問題があるということは、それはあるんやから、まあどういう書き方がえんやろね。
- 浅田委員 今まで、ここまできとんじゃでな、この時点で意見もつけるんもまた変なでしょう。大畑さんは前から委員会でも言うてあったでね、それはもう、意見はわかった。
- 大畑委員 それは無償化に向けて検討すべきやということを一言言うといてもろたら、僕はそれでええんやけど、この委員会から出すんと、僕が1人で言うるとるんだったら全然違うと思うんです。中尾くんにもはずみがつくと思いますよ。
- 林委員 去年委員会構成が変わったときに何かしておくんやったらええけど。
- 大畑委員 今さらでない、ずっと言うたってんや。ほかの人が誰も取り上げてくれんだけの話や。
- 林委員 委員会として意見出せとかいう話はなかった。去年。
- 大畑委員 委員会として出せうことはね。こういうときにしかない。
- 林委員 何で今さらいうことになるだろう。
- 大畑委員 今から大事なんと違います。無償化に向けて行きよんやから。
- 林委員 無償化する言うるとん違うん。
- 大畑委員 無償化しても見直ししとかなんだら問題なんです。
- 大畑委員 保護者負担はゼロやけど、保育料という枠組みは、保育所のほうには払わないかんからね。
- 林委員 そしたら一緒にする。
- 大畑委員 それは行政が払わないかん。そのときに一緒にするいう話。
- 林委員 そのときに一緒にする。
- 大畑委員 一緒にする。

- 林委員 それは統一したら、無償化になったら。
- 浅田委員 ただ、その駆け込みで保育料上げるといような自治体なり保育所なり、出た幼稚園があったら、それは今の時期は非常に難しいだろうと思うね。上げることは。
- 大畑委員 わからんでごまかしてほしくない。これは、やっぱりきっちりどこに問題があるかというのは議会としては委員会のメンバーとしてはわかっと思ってもらいたい。
- 浅田委員 僕としては、スタートのやつをつくった立場から言うと。
- 榎橋委員長 どうでしょう。どうですか。これは皆さんの賛同がなかったら附帯決議はできないんで。
- 今井委員 こういう問題点があるよということぐらいは書いてもええんちゃうかなという気がしますけどね。
- 林委員 何で今さら去年から何しよったんやと言われるんや。言うんやったら、去年かわったときに言うよつたらな。
- 浅田副委員長 1年目でな。
- 大畑委員 委員長報告のところでしたっきり議論があったと。
- 榎橋委員長 意見を、議論がありましたと。
- 大畑委員 こういう意見がありましたということをしかり言うてください。また委員会で提案しますわ。改めて。
- 榎橋委員長 じゃあ意見のところでしたっきり言うということよ。
- それでは、103号議案。賛成の方。
- (挙手全員)
- 榎橋委員長 全員ですね。ありがとうございます。全会一致で可決されました。
- 続きまして、106号議案です。自由討議はなしですね。討論もなしですね。賛成の方。
- (挙手全員)
- 榎橋委員長 はい。全会一致で可決しました。
- 続きまして、108号議案、幼稚園設置条例の一部改正。賛成の方。
- (挙手多数)
- 榎橋委員長 はい。
- 大畑委員反対ですね。反対討論します。
- 大畑委員 本会議出します。これもね、ちょっと討論させてもらおうと、議会で全て

意見書出しとると思うんです。これ今さらいう話やないんで。何年か前に出しとる、全会一致で。でもされてないいうことをずっと許してきてとる。本音と建前使い分けたらあかんいうことを僕は言いたい。

○榎橋委員長 賛成多数で可決です。

最後、109号議案、宍粟市立保育所条例の一部改正について。自由討議はなしです。討論もなしです。賛成の方。

(挙 手 全 員)

○榎橋委員長 全会一致で可決いたしました。

---

その他協議

・次回委員会の開催について

---

閉会

○浅田副委員長 どうも慎重審査ありがとうございました。これで委員会と分科会終わります。御苦労さんでした。

(午後 5時05分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 榎 橋 美恵子

平成30年度予算決算常任委員会第7回文教民生分科会会議録

---

日 時 平成30年12月5日（木曜日）

---

場 所 宍粟市役所503会議室

---

開 会 12月5日 午前9時00分

---

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査・調査事項

◇第82回宍粟市議会定例会付託案件審査

- ・第117号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分
- ・第121号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

◇第82回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. 閉会
- 

出席委員

委員長	榎 橋 美恵子	副委員長	浅 田 雅 昭
委員	宮 元 裕 祐	委員	山 下 由 美
〃	今 井 和 夫	〃	神 吉 正 男
〃	林 克 治	〃	大 畑 利 明
議長	実 友 勉		

---

出席説明員

（総合病院）

総合病院事務部長	志 水 史 郎	総合病院事務部次長	大 前 和 浩
総合病院事務部次長兼総務課長	船 曳 浩 尉	総合病院医事課長	木 原 伸 司
総合病院総務課副課長	鳥 居 長 則	総合病院総務課財政係長	岸 根 潤
総合病院総務課副課長兼総務係長	阪 本 典 子		

（市民生活部）

市民生活部長 平瀬 忠信  
市民生活部次長 前川 満  
市民課長 中尾 美恵子  
債権回収課長 石垣 貴英

市民生活部次長 森本 和人  
環境課長 宮田 隆広  
税務課長 梶原 昭一  
税務課副課長 朱山 和成

(健康福祉部)

健康福祉部長 世良 智  
健康福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 徹  
介護福祉課長 小椋 憲樹  
保健福祉課係長 岸根 成美  
一宮保健福祉課長 前田 徳之

健康福祉部次長 大谷 奈雅子  
健康福祉部次長兼障害福祉課長 田中 祥一  
保健福祉課長 平尾 真弓  
千種保健福祉課長 大砂 正則

(教育部)

教育部長 前田 正人  
教育部次長 田路 正幸  
学校教育課長 世良 重信  
施設整備課長 西林 文隆  
山崎給食センター所長 池本 雅彦

教育部次長 山本 信介  
教育総務課長 進藤 美穂  
こども未来課長 中尾 善弘  
社会教育文化財課長兼歴史資料館長 原 真弓  
教育総務課副課長 福元 佳代

---

事務局

主 幹 小椋 沙織

(午前 9時00分 開会)

○榎橋委員長 皆様、おはようございます。師走に入りましたけれども、本当に暖かい日が続いておりまして、昨日は全国至るところで夏日がありましてね、本当に異常気象でございますけれども、体に十分気をつけまして新しい年を迎えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第13回文教民生分科会を始めさせていただきます。

それでは、総合病院のほうから始めますけれども、分科会のほうから進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第121号議案のほうからお願いをしたいと思います。

志水部長。

○志水総合病院事務部長 それでは、121号議案の特別会計補正予算（第2号）ということで、お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、私のほうから説明させていただきます。

支出の部につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費ということで、人事院勧告に伴うものでございます。合計補正額は882万5,000円、補正後予算額は224億6,945万6,000円ということになります。補正額の詳細、その表にしてつけさせていただいておりますので、この読み上げにつきましては省略させていただきますけれども、全てこの分につきましては人事院勧告による増高ということになります。

それからもう1点、債務負担行為を上げさせていただいております。こちらにつきましては企業会計システム更新業務委託料ということで、平成31年度までの期間で限度額100万円ということで上げております。これにつきましては、現在、病院の企業会計システムといいますのは、上水道事業と共有で導入して運営しておりますが、今回、下水道事業の法適化に伴いまして、法適化、下水道事業が入ってくるということで、3特別会計の共同負担で企業会計システムの更新を行うということでの案分負担という形になりまして、完成が平成31年に延びることでの債務負担行為でございます。

簡単ではございますけれども、病院の特別会計補正予算につきましては以上でございますので、御質問等よろしく願いいたします。

以上です。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、委員のほうから質問ございましたらお願いいたします。

神吉委員。



○神吉委員 まずちょっと教えていただきたいのが、今回の補正で上がっている平成30年度の補正額は、これは何カ月分に相当するものが補正として上がっているのか教えてください。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 これは人事院勧告に基づくものになりますので、給料表の改定が4月1日にさかのぼられるということで、4月からの分の改正という形になってございます。

以上です。

○榎橋委員長 神吉委員。

○神吉委員 そういう場合の支払いの方法というのは、さかのぼって支払うわけにはいかないでしょうから、後から多く払うという、そういう形になるんですか。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 議決のタイミング等もあろうかと思えますけれども、差額分の支給という形で別途この後、全ての議案が通った後に支払うという形になります。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 済みません、人事院勧告の内容をよく心得てないんで、何々が改定になったのかというのを少し、病院関係について教えていただきたいです。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 今回の人事院勧告で病院に関係がある部分になりますけれども、別途一般職の給与に関する条例の一部改正というのが出てると思っています。こちらのほうを見ていただくとよりわかりやすいんですけども、まず、給料表、こちらのほうが行政職、それから医師等全て変わっております。医師につきましては1、2、3段階、それから技能労務職という給料表がございまして、若い世代から年配の世代にかけて数百円から千数百円月額が上がっておりますので、この分の改正に伴う給与費のアップがあります。

もう1点病院関係でありますのが、宿直日直の手当でございまして。医師とか医療関係に従事する者については、今回の人事院勧告で、宿直手当については1,000円アップ、それから医師以外の者については200円アップという形で手当が増額になってますので、その分を加味した今回の補正ということになってございます。

以上です。

○榎橋委員長 志水部長。

○志水総合病院事務部長 補足でございますけども、今回上程しております104号議案の27ページを見ていただきますと、別表7というものがございます。今、船曳次長のほうから説明がありましたこの分の宿直日直手当が増高になっておるといふ部分で、病院では、手当ではその分が表立って出ておる部分でございます。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 給料のところはわかりましたが、この宿日直手当やね。これはこの手当の医師と看護師、医療技術員、ここまでが1,000円なのか、医師だけが1,000円なのか、これをちょっと、この表の中でどこが1,000円でどこが200円アップになったのかというのを教えてください。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 今、部長が申しました27ページの議案を見ていただいているかとは思いますが、医師のみが1,000円アップということで、それ以外のスタッフが200円アップという形になります。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 それと、今年の人事院勧告では医師の確保に向けた処遇改善みたいなことが勧告されたかなというふうに思うんですけど、具体的に何もなかったんですか。医師の処遇改善は今の宿日直手当以外に何もなかったのか。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 勧告の中身では、今言われたように処遇という形では書いてあるんですけども、具体的な金額等に反映されるものについては宿日直手当という形で示されてまして、ほかについては働き方であるとか、そういった待遇面になろうかと思っておりますので、今回の改正等を行う予定はないということにしております。

○榎橋委員長 そのほかはよろしいでしょうか。ありませんか。

山下委員。

○山下委員 この今回の人事院勧告に伴う給与費の増額ということで、これが増額になったということが総合病院で働く人たちの生活というものにどういった、プラス面の影響とは思いますが、を与えるのかということと、あと、看護助手さんに対する対応というのは総合病院としてどんなふうに考えておられるのか。これに伴って増額するのかどうかということ、わからないので教えてください。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 今回の給与費のアップ、人事院勧告によるものですが、これは技能労務員の手当についても同様に適用はされます。ただ、非常勤の給料表については改正が大幅にないということなので、正規職員につきましてはこれでかなりの生活給ということでプラスにはなっていますけども、非常勤の分についてはまた行政部局との整合をとりながら改善をしていきたいと思いません。

ただ、助手さんの待遇につきましては、給与面もさることながら、やはり働き方ということで昨年もあり相談を受けております。今年度は今までなかなか協力が得られてなかった看護師さんの協力もかなり得られているということで、助手さんの何人かにもいろいろ聞くんですけども、働き方としては随分よくなりましたということは聞いております。

ただ、給与費等につきましては、民間の水準なんかも考慮しながら、やはり低いところは是正していく必要があると考えてますので、今回は特別なことは考えてないですけども、今後また考えていきたいとは思っております。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 その非常勤の看護助手さんの対応というところでは、今回は考えてないということでしたけれども、先ほども言われましたように、今後は考えていくということだったので、やはり早急に考えていってもらいたいなというふうに思います。

というのが、総合病院利用させてもらうこと非常に多いわけなんですけども、やはりその中で看護助手さんの働きというのは、看護師さんもかなり支援というのはあるとは思いますが、やはり同じような働きをされている中で、給料が差がどんどん出てくるというのでは、やはり働きがいがないというのか、恐らくかなりそういう意見出てきていると思いますので、そこはしっかりとお願いいたします。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 看護補助員さんの働き方については、近隣の公立病院でもいろいろ工夫をされている事例なんかも今調査して聞いております。今言われたように、総合病院につきましても、今、病院のあり方そのものを見直していく必要があるということで、プロジェクトを立ち上げて話し合ってますので、そういった中でも議論をしていきたいと思いません。

○榎橋委員長 そのほかよろしいですか。

浅田委員。

○浅田委員 債務負担の関係なんですけども、下水道事業の法適化に合わせてということだったら、単純に考えたら、下水道会計で持ってもろたらええんちゃうかなという思いがあるんですけども、病院のほうも何か変更部分が、システムの変更が出てくるんですか。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 システム全体としましては、やはりバージョンアップということで、より使いやすくなるという点がございます。ただ、今おっしゃったように、今回下水の法適化というのが一番の原因になるということで、ライセンス案分という形をとって、それぞれの会計で負担をするようにはしてるんですけども、やはり原因者、下水のほうで法適化に伴うシステムの開発ということで、法適化に伴う起債事業、交付税措置もあるんですけども、そういったものが活用できますので、かなりのウェイトで下水道事業のほうで持っていていただいて、残りをライセンス分ということで病院も持っているという形になりますので、いいバージョンアップになるのではないかなと考えております。

○榎橋委員長 神吉委員。

○神吉委員 今おっしゃられた案分の率というのがわかるようでしたら教えてください。

○榎橋委員長 船曳次長。

○船曳総合病院事務部次長兼総務課長 済みません、単純にライセンス割りではなくて、まず下水の法適化事業、こちらのほうの起債対象になる部分を持っていただいて、残りをライセンス案分ということにしています。

ちなみに、ライセンス数でいきますと、3会計で30ライセンス、水道事業で7ライセンス、下水道事業で18ライセンス、病院事業で5ライセンスという形で分けておりますので、この5ライセンス分という形で100万円の負担という形で案分をしてございます。

○榎橋委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、分科会のほうは終了させていただきまして、委員会のほうへと移らせていただきます。

午前 9時13分休憩

---

午前10時30分再開

○榎橋委員長 皆様、こんにちは。少し予定より早いんですけども、始めさせていただ

きたいと思います。

最近暖かい日が続いておりましてね、昨日は夏日もどこかであったようでございますけど、本当に体調には十分管理をしていただいて、しっかり新しい年を元気で迎えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、文教民生常任委員会の分科会をこれより再開をさせていただきます。

市民生活部の第117号議案の審査をこれより始めさせていただきたいと思います。

それでは、御説明のほうよろしく願いいたします。

中尾課長。

- 中尾市民課長 失礼いたします。市民課のほうから補正予算の説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、基礎年金事業費委託金ということで97万2,000円の補正額を上げさせていただいております。これは、国民年金制度におきまして改正がございまして、産前産後期間について申請によりまして保険料免除という制度が平成31年4月より開始されるということで、その開始に伴うシステム改修が必要で、今年度に上げさせていただいております。これが国からの委託金が入ってくるということで歳入に上げさせていただいております。

歳出のほうにつきましては、その年金制度によるもの、97万2,000円を歳出で上げさせていただいておりますものと、あと、2段目のシステム改修業務委託料ということで、乳幼児医療費助成事業のところへ寄せた形で補正額上げさせていただいておりますけれども、社会保険に該当されている方の福祉医療分の審査支払い事務の見直しが県下一斉に行われる予定になっております。これまで社会保険にかかる方の福祉医療につきましては、国保連合会へ委託をして福祉医療についても審査をしていただいていたところなんですけれども、兵庫県と社保基金のほうで調整がなされまして、平成31年の3月分の診療月の分から社保基金のほうで直接福祉医療についても審査をなされる体制ができるということになっております。これに伴いまして、県下全市町が社保基金のほうへ委託する、そのデータを取り込む形のシステム改修が必要になってきておりまして、予算のほうへ計上させていただいております。

以上です。

- 榎橋委員長 石垣課長。

- 石垣債権回収課長 私のほうからは、債権回収課の歳出のほうの補正を提案をさせていただきます。

総務費、賦課徴収費でその他共済費32万6,000円、臨時職員賃金206万2,000円で、当初予算では計上されていなかったんですが、総務課の予算で臨時職員を配置していただいておりますので、その分の補正であります。

以上です。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

前川次長。

○前川市民生活部次長 失礼します。私のほうからは債務負担行為の補正についてを述べさせていただきます。

資料としましては1ページのほうにつけておるんですけども、宍粟北残渣最終処分場の浸出水の処理施設管理業務委託、これにつきましては、現在、平成28年から平成30年度まで委託業務をしておりますが、来年、平成31年度から平成33年度まで委託ということになるかと思えます。そのために平成31年からの施行ということになりますので、平成31年2月に発注をする必要がございます。このため、債務負担行為ということで2,400万円を限度額として上げさせていただきます。

以上です。

○榎橋委員長 説明は終わりですね。

委員のほうから質問ございましたらお願いいたします。

○大畑委員 賃金の説明、もう1つなかったね。戸籍の分が。

○榎橋委員長 平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 予算書の15ページ戸籍住民台帳費に4節の共済費7節の賃金を計上させていただきますが、これにつきましては一宮市民局の市民係の臨時職員の分を計上しているものであります。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 後にします。先に歳入歳出やってください。

○榎橋委員長 質問ございますか。

神吉委員。

○神吉委員 資料3ページのところの総務費、賦課徴収費というのが16ページにあるというふうになっているんですけど、ページが、見てなかったの、これは間違いですね。

○榎橋委員長 浅田委員。

○浅田委員 債務負担行為の関係で、限度額2,400万、積算根拠ではないんですけども、限度額の2,400万という数字が出た根拠をお願いします。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 今年度の単価等に置きかえまして積算させていただいた中で発生した1年間当たりの部分が約800万ということで、その3カ年分ということで債務負担行為をさせてもらっております。

以上です。

○榎橋委員長 浅田委員。

○浅田副委員長 今現状、約、3年で1,500万の契約だったん違うかなと思ったでね、お尋ねしたんだけど、ちょっと開きがあるかな思ったで。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 現状につきましては、入札をさせていただいた中で決定しております。債務負担行為についてはその部分でないとあきませんので、100万円単位の中で設計額に近い中を置かさせていただいております。どうしてもその乖離は仕方ないかなと思っております。

以上です。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 これ、もう前はいろいろ生ごみみたいなものを入れよったけども、もう水質大分きれいになってきとんちゃうんかいな。そないにかかるん。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 御指摘のように、もう水質的には非常にきれいなものでございます。ただ、あそこの処理場が管理型ということで、どうしても水質検査をしなければならない、水処理しなければならないというような、法律的になっておりますので、あそこが閉鎖するまでは同じような金額で見ていく必要があるかなと考えています。

以上です。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 いや、その閉鎖するまで水質検査はせんとあかんけどね、前はもっと薬品とかいっぱい入れよったと思うんや。薬品なんかも少のうなりよんちゃうんかいな。何が高うなりよん。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 今回債務負担行為させていただいた分はあくまでも維持管理の部分でございます。薬品等につきましては、今御指摘となったように、水がきれいになることによって著しく低下しております。どうしても人件費を含めた委託料なんかについては、積算していった中でこういう形になっております。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっとこれは全体に共有するために聞きたいんですけどね、要するに岩野辺のあそこの最終処分場については、もう宍粟市の処理はやめて、その後最終処分場のダイオキシンの、要するに上シート張ってしまっているから、これまであった灰の中にダイオキシンが堆積してるので、そのための調査って別途やってるじゃないですか。ダイオキシン類の検査業務っていうやつでしょう。そのことと、この最終処分場の浸出水処理施設管理業務との関係ということ、その辺全体的にちょっとどういうふうな最終閉鎖までの管理をやろうとしてんかということをやまず説明いただいて、その中で、さっき僕が言うたダイオキシンの検査業務と、この今日提案されとる浸出水処理施設の管理業務委託との関係性、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 先ほど御指摘いただいたように、最終処分場についてのダイオキシンは、ちょっと年度忘れかもしれませんが、全て撤去して、シートを張ってない状況になっております。

ただ、あそこの最終処分場というのが管理型といいまして、管理して埋めてくださいよという水処理をして、そういうところになっております。その部分については、管理型である以上、適切な水処理をして流していくということが必要になってきます。その水処理が必要なために、下水道の知識がある業者さんにおいて、今も週3回、浸出水の水を処理して、放流している格好になっております。これについてはあそこの最終処分場が閉鎖になるまで必要になってくるのかなと。法的にもそれ以降3年間は水の検査しなさいということは、管理しなさい、プラス、地元との合意等で1年2年延びたりすることで、最終閉鎖してから5年程度まではやっていくということが約束事になっておりますので、その管理については変わっていかないかと考えております。

あと、実際問題、林委員からも言われてましたように、にしはりまからにつきましては、ダイオキシンが発生するような灰とかは来ておりません。もう茶わんのがらとかコップのがらとか、もうほんまに最終的に埋め立て処分しかないものしか来ておりませんので、水もすごくきれいになっておりますけども、管理型処理場という形になっておりますので、それはやむを得ないかなと考えております。

以上です。



○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 要するに最終処分場のダイオキシン検査業務というのはもう終わってるということなんですね。それとは別に、地下水がその最終処分場に浸出する、それについての水質検査を、これは閉鎖までやらなければいけないということなんですね。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 ダイオキシンは、地下水やとか周辺の水を含めて、前処理してあるのが正しいのかというために検査しております。ダイオキシンそのものは入っておりませんので、ダイオキシンの処理も済んでおります。地下水と周辺の雨水いうんですか、沢の水と比較して、沢の水が1に対して地下水が1であれば全く影響はないけど、そういうことを常に監視はさせてもらっております。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 これはどこの水なんですか。その浸出水の原水というのは、どこからの水を検査しているのかようわからん。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 今回の債務負担とちょっと関係ないですけど、関連として、まずは周辺の山から出ております沢の水と、それから浸出水から出た水ね、シートから上と言うたんですか、それと、それからシートの下から地下水が結構出るんです。その水と、それから処理した後の水と、4点とって。

○大畑委員 処理した水と言うんは。

○宮田環境課長 水処理をしてます。その4カ所をもって比較をさせてもうております。今も特別高いダイオキシンが出たということはございません。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 わかりました。これの財源というのは、これは全部宍粟市が一般財源でやってるわけですか。今までの構成、姫路の関係はもう全部整理はついてしもとんかいな。その辺ちょっと説明してください。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 平成25年3月31日に事務組合解散した中で、解散協議に出させてもらっております。その中で確定しなかったのが、解体業務、それと決算剰余金の処理、それ以外はその当時決めさせていただいております。

その中で、先ほども言いましたけども、閉鎖してから法的に3年間はしなさいよというルールあります。水処理、水管理しなさいという。それプラス、地元との合意の関係で5年間しますというのがありましたので、5年間相当額はそのときに姫路市からいただいております。それで金額、多分ちょっと、正確でないんですけども、6,300万前後だと思っております。その部分が平成25年で、解体費用も、後のこういう部分も含めて、後日ということじゃなしに、その時点で精算をさせていただいて、結果的にはいただいております格好になっております。

以上です。

○榎橋委員長 ほかほかございませんか。

神吉委員。

○神吉委員 今まででお聞きしたいのが、閉鎖後5年というのがいつ来ることになるんですか。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 あくまでも使える範囲で使わせていただいて、それでなりますので、それが10年後になるか15年後になるかいうことはちょっとわかりませんが、ただ、今、にしはりまのほうから来る最後の廃棄物というのは非常に少ないので、当初の計画よりは長く使えるのかなと考えております。

以上です。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 満杯になるまでは使わせていただくので、それが10年先になるか、15年先になるかは少しちょっと見通しが立っておりません。思ったよりにしはりまから来る量が想像以上に少ないので、もっと20年まで延びとかいうことにはなるんじゃないかと思っておりますけども、そこまではちょっとまだよう計算しておりません。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっとこの関連ですけども、最終処分場のダイオキシンの問題が、そういう毒性の部分がもうないというようなことが市民に対して十分周知がされてるかどうかということなんですけど、この辺しっかりやっておく必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、その辺はいかがですか。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 市民全体ということになれば、今、委員が御指摘されたようなところもあると思います。旧町時代の、実際、実施しておりますので、地元を含め、特

に岩野辺、岩野辺の中でも内海地区と言うたらええですか、隣保地と言うたらええんか、その辺については十分理解していただいております。ただ、御指摘のあるように、心配もありますので、機会を見て広報なりで周知していくのも一つの市の役目かなと考えます。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 そこは明確にね。もちろんずっと迷惑かけていたのは地元の処分場がある地域かもわかりませんが、やっぱりダイオキシン問題というのは宍粟市全体に広く問題になってきたわけなので、やっぱり今どうなってるんかということはしっかり市民全体に周知すべきやと思うので、そこは明確にしておいていただきたいと思います。

○榎橋委員長 宮田課長。

○宮田環境課長 いろいろと広報使わせていただいておりますので、その中でまた周知考えていかせていただければなと思います。

以上です。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 あのダイオキシンの残渣、撤去したんは、広域行政でしとったで、もうそのときに、事業が終わったときにちゃんと周知しとるはずやぞ。今さら言うたって、なあ。

○榎橋委員長 平瀬部長。

○平瀬市民生活部長 今、林議員の言われるとおりでと思うんですけども、あの施設を取り壊すときに、地元、それから地元の千種町及び市内全域に対して広域行政のほうから一定の周知はされておると考えております。その中で新たに、今言われましたように、今さらどうのというようなことを周知するのは少し、ちょっと検討はさせていただきたいなというふうに思います。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 私はぶり返して言うてるんじゃないでね、やっぱりこれだけ、まだあと管理もしっかりやっていって、お金も使っているわけですから、何らかの説明責任が僕はあると思うんです。そういう意味でやっぱりしっかり考えてもらいたいと思いますよ。もう一回ダイオキシン問題をぶり返すなんていうことを言ってるんじゃないで。

○榎橋委員長 平瀬部長。

○平瀬市民生活部長　そういうことではないということは私も理解しておりますので、一定どういう方法がいいのかも含めて少し検討させていただきたいということを答弁させていただいたわけです。

○榎橋委員長　林委員。

○林委員　そのダイオキシンが含まれるという埋立地の部分については全部撤去して、処分、鹿島のほうへ持って行って、処分して、きれいにした上で、そこにシート張って、今は埋め立てしよんやな。そやからもうダイオキシンはないということで、今やりよんは新たにシートの上に、埋め立てた分の浸出水を処理しよるということで、RDFしよるときには生ごみみたいなのが入りよったんやね。にしはりまへ持っていくまでは。燃やしよらなんだで。そやでかなり生ごみみたなの腐敗物があって、ごつつう汚れた水が出てよったんやけども、もうあれからはや何年かたつとうでね。今埋め立てよんは陶器とか、それから灰はこうへんさかいに、しれたものが来よんと思うんやね。そういう、何ぼ雨が降ったって流れ出んようなものになつとるで、水がきれいになつとるだろうと言うたわけなんやけども、そういうことでダイオキシンはもう、何年になるんかな、あれ。のけてから。あの、まだ。そういうことで、もうないね。

○榎橋委員長　大畑委員。

○大畑委員　だからその、そこの周知の仕方は考えてもらったらいいんだけど、そのないというのは理屈上ないんであって、だから、あと、ダイオキシンなんてナノの世界ですからね。だから、地下にちょっとでも、地下水なんかとまじって流れ出したらいかんからいうことでの、処理水なんかをしっかりと検査していこうということやと僕は思うんですよ。だから、そういう調査もしっかりやって問題ないですよということを僕は出すべきやというふうに思ってるわけなんです。

○榎橋委員長　林委員。

○林委員　今のことも関連して、周辺地域の水の検査しよるわな、ずっと。試算して、たまつとるやつとかが流れとれへんか。それは続けてやりよんやろ。何カ所か、5カ所か6カ所か。それで、それは公表しよんかいな。

○榎橋委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　水質検査させてもらっておりますけども、公表というのもちょっと考えさせてもらったらええかと思えます。済みません、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○榎橋委員長　よろしいでしょうか。117号はよろしいですね。次に参ります。

次は、じゃあ分科会を終了いたしまして、委員会に移りたいと思います。

午前 10時55分休憩

---

午後 1時10分再開

○榎橋委員長 それでは、皆様こんにちは。師走には入っておりますけれども、気温が上昇しております。この反動は何かあるかと心配をしているところでございますが、本年最後の委員会となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、健康福祉部を始めさせていただきますが、分科会のほうから進めてまいりたいと思います。

第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分のほうから始めさせていただきます。

説明のほうよろしくお願いいたします。

世良部長。

○世良健康福祉部長 失礼いたします。それでは、117号議案、平成30年度一般会計補正予算（第5号）の関係する部分につきまして、お配りしております資料をもとに説明をさせていただきます。

資料1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、社会福祉課関連でございます。歳入としまして、児童扶養手当の支給費の負担金、これは支給予定額の増額によるものでございまして、260万、児童扶養手当支給費負担金として増額をお願いしたいと思います。

次に、同じく児童手当負担金国庫支出金の分でございます。これは児童手当の負担金69万5,000円でございます。支給予定額の増額によるものでございます。

次に、県支出金の児童手当負担金15万2,000円、こちらも児童手当の負担金、県の部分でございます。増額となっております。

次に、これに関する歳出でございます。まず、老人福祉費のほうでございますが、老人保護措置費、こちらは1,018万5,000円でございますが、老人保護措置費としまして、措置の入所者が当初の予算の積算時27人分であったものが、年度末見込みで33人分、6名増加となる見込みで増額補正としております。

次に、児童扶養手当でございますが、780万、こちらは児童扶養手当の額の増額でございます。児童扶養手当に必要な額に対して予算が不足しているためでございます。

次に、児童手当でございます。100万円、これは児童手当の増額ということで、

同じく児童手当支給に必要な額に対して予算が不足しているためでございます。

次に、障害福祉課関連分でございます。障害福祉費としまして、障害者支援施設等通所費補助金としまして197万4,000円の増額でございます。これは障害者支援施設等通所費補助金の増額ということで、実績により請求が増加したものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

一宮保健福祉課関連でございます。諸収入としまして行政財産使用に係る電気代等の雑入が15万6,000円の増額となっております。これは一宮保健福祉センターの施設管理用燃料代の社協負担分の増額となっております。同施設の空調設備及びボイラー設備、燃料の灯油代高騰による負担分の増額によるものでございます。

歳出としましては、先ほど申しあげました施設管理用燃料代、こちらが92万5,000円の増額でございます。同施設の空調設備及びボイラー燃料の灯油代価格高騰によりまして、燃料代分が36万5,000円、空調機器の緊急修繕予算が不足し、燃料代から予算流用しておったことにより不足した分56万円、こちらを増額したいということで、補正理由としましては灯油代価格の高騰と他費目への予算流用による不足としております。

次に、電気代でございます。40万3,000円の増額でございます。同じく空調施設の緊急修繕予算が不足し、こちらも電気代から予算流用させていただいておりました。この分の不足電気代の増額となっております。理由は他費目への予算流用による不足のためでございます。

次に、施設修繕料でございます。20万円の増額でございます。こちらは同じく施設修繕料が不足する見込みによる増額ということで、同じく施設修繕料の不足見込みによる理由で増額補正となっております。

最後に、千種保健福祉課関連でございます。こちらも施設修繕工事費の増額補正で、105万9,000円の増額となっております。こちらはふれあいサロンの入り口、こちらのエントランスの屋根の修繕工事によるものでございます。一昨年、雪害により倒壊しており、撤去しておりましたエントランスの屋根、こちらの新設工事となっております。撤去した後そのままになっておりましたが、冬の前に新設することが必要だろうということで、補正105万9,000円の増額をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで論点整理を出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、宍志の会さん、老人福祉から始めてください。

今井委員。

○今井委員 前の打ち合わせのときに出ておったように、概要を聞かせてもらいたいと思うんですけども。

○榎橋委員長 民生費の老人福祉費のほうからですね。

○今井委員 結局6名増加になったから増えたというところですね。

○榎橋委員長 宮元委員。

○宮元委員 新人ばかりの会派なんで、済みません。ちょっとわからないんで教えていただきたいんですけども、この措置入所者、老人保護措置、この該当者というのはどういった方になるんですかね。済みません、そこからなんですけど、まずは。

○榎橋委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 それでは、補正予算を計上させていただきます。老人保護措置費の補正をさせていただきます。これは養護老人ホームの入所者の措置費用であります。養護老人ホームといいますのは、老人福祉法の中でホームの区分けがありまして、そこで老人ホーム、11条の中に養護老人ホームということで計上は上がっております。ちょっと読み上げます。65歳以上のものであって、環境上の理由及び経済的理由により居宅、御自宅ですね、御自宅により養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、または市町村外の養護老人ホームに入所を委託することということで、その決まりの中で社会福祉課では業務を行っております。

そのホームに入所するに当たって、宍粟市老人ホーム入所判定委員会というのがございます。その中で入所の判定をするわけなんですけども、その判定委員会には医師、養護老人ホームの代表者、龍野健康福祉事務所の代表者、宍粟市福祉事務所長、宍粟市地域包括支援センター所長の形成される委員会でもって判定をいただきます。

補正をさせていただきます。当初は27人というのは、平成30年度予算を編成するときには27名の方が入所をされておりました。それに基づきまして予算を要求し、予算措置をいただきましたが、その後、養護老人ホームに入所される方が老人ホーム判定委員会の手続を経て6名ふえました。当初予算では27名分の予算でありましたので、その6名の方につきまして補正をさせていただきます。今回1,010万余り

の補正予算要求をさせていただいております。

以上であります。

○榎橋委員長 宮元委員。

○宮元委員 判定いうのと、あとこういった予算いうのがある思うんですけども、やはりこの判定が、この33名ということが優先されて補正があるということで、別に予算が足りないから判定から漏れるということはないということでしょうか。

○榎橋委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 予算につきましては、編成のときに実入居者をもとに予算を置かせていただいております。その後、判定によりふえる可能性も若干あるんですけども、予算を置くときにはそのときに入所されている方の予算分として置かせていただき、その後ふえた分については9月補正、今回に当たっては12月の補正で補正を措置をさせていただき、予算を確保しております。予算ありきでもって措置を決定するのではなく、その方の実情及び環境をもとに判定を行い、入所の措置ということで手続はとっております。

以上です。

○榎橋委員長 よろしいですか。それでは、グローバルさん。

大畑委員。

○大畑委員 この6名増加ということで、年度末の見込みとして上げておられると思うんですけども、この6名の見込みとこの1,000万の補正額との説明をちょっといただきたいんですけども。

○榎橋委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 27名のことににつきましては、先ほど申し上げましたように、予算の編成時の入所者でありました。その後、平成30年度になりまして、4月以降なんですけども、ちょっと申し上げますと、4月に1名、6月に1名、8月に1名、11月に1名、12月に2名、これは予定でありますけれども、その6名の方が増加される、その措置費用として支出予算を確保させていただくために今回予算要求をさせていただいております。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 わかりました。これで大丈夫なんかなという、また今後3月までに入所判定にかかる人がないのかどうか。

○榎橋委員長 橋本次長。



○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 その辺は危惧するところなんですけども、現在の判定委員会の予定及び判定実歴で言いますと、6名の方で、今、議員がおっしゃいました3月に、例えば家庭の事情等で急遽判定委員会を設けないといけない場合は、そのときは判定委員会を開催し、その入所決定ということになるんですけども、判定委員会の後、入所が翌月になりますと4月からということになりますので、新年度編成の中で執行させていただくということで今の補正をさせていただくもので、よほど今日、この1月に多数の方が出られない限りいけるものと思っております。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 予算の置き方として今のが正しいのかどうかというのはあるんですけど、当初予算では入所済みの方だけの予算を置いておられて、早速4月、6月に新しい措置が必要な方が出てるわけですが、予算なんでね、その辺は見込みで当初予算持ってもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。予算がないから措置できないというようなことはされないと思うけど、やはり裏づけがあるほうがいいと思うので、あらかじめの額としては、見込み数を持っておられてもいいんじゃないかと。今後、そういう独居を含めて、特養じゃなしに養護に入られる方も社会的にはふえていく可能性があると思うんで、その辺予算の置き方含めて検討されたほうがいいんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○榎橋委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 予算の編成時期、今も平成31年度予算が編成しており、この11月期及び12月期の実績でもって、実入所者でもって要求を現在もいただいております。見込み数というのは何分、入所者はふえる傾向にはございますが、その入所者が確実なもの、また確定なものというのには、ちょっと今の時点ではわからないところがあります。福祉予算全体のこと、また宍粟市全体の予算のことがありますので、入所者が増加傾向といたしますか、増加のことは傾向としてはありますので、今、議員からいただいたこともまた編成の中で、査定の中で担当課として申し上げていきたいと思っております。ありがとうございました。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 最後ですけど、今回、33人ということになりますと、市内だけではとても賄い切れないので、市外の施設にも措置されていると思うんですが、その辺どういうふうに、どこにどれだけいらっしゃるかということがもしわかれば教えていた

だきたいのと、それから、まだあきがあるのかどうかね。今後、該当者が出られたときにすぐ措置ができるような状況が確保されているのかどうかいうのをちょっと伺いたいと思います。

○榎橋委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この33名の現在の見込みでありますけれども、市内の養護老人ホームだんだんというところがあります。そこに25名、あと市外の養護老人ホームに8名の方が入所される見込みとして今現在おります。その中であきのベッド数といいますか、室数があるかどうかというのは、やはり老人ホームに入所されておられる方の健康状況であったり、その方の一生の終わり方などもありまして、室数があくかどうかは、そこはちょっとまだわからないところがあります。養護老人ホームのところにお伺いして、室があいておればそこに入れていただくということになります。市内で25名、市外で8名の方が入っておられます。市外8名は4施設に分かれて8名の方が入所されております。たくさんの養護老人ホーム、県内でもありますけれども、その方との連絡及びホーム事務職員との連絡調整のために、できるだけ宍粟市に近いところということでお願いをし、室数があいているところをお願いをしている現実があります。

以上です。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

山下委員。

○山下委員 市内だったらだんだん等の老人保護、措置による老人福祉施設に入られる方が増加傾向にあるというふうな説明があったわけなんですけれども、その辺の状況をもう少し教えてもらいたいのと、それと、介護保険の施設入所の対象とならない方ということで、所得等の判定の基準というのはどういったものなのか教えてもらいたいのと、もう一つ、そういう措置の老人ホームに入られる方が、これまで生活保護受けておられた方もあると思うんですけれども、そういう方は何人ぐらいおられるのか教えてください。

○榎橋委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 今、市内のだんだんさんといいますか、だんだんなんですけれども、ちなみに平成30年4月の段階で20名でおられました。この3月の見込みで25名の予定としており、この1年間で5名の方がふえます。この方々が、また来年度になったら5名の方がまた大体入られるかどうかというのは、先ほど申し上げましたように、室数のあきというのが健康状態等によって変わってきま

すので、そこは、必ずこの数字はふえ続けるということではないんですけども、この1年間では5室、または5人の方の利用がふえております。

あと、養護老人ホームの入所判定に係るものとして、介護のほうでかからない方で、決まりの中で環境上の理由、経済的理由ということで判断をさせていただいております。経済的理由というのは、それぞれ生活保護であったり、経済的に苦しい、あと環境上の理由というのは、御家族、御親族、また同居者がいるとかいらっしゃらないとか、あと御本人の介護には当たらないまでも足腰の判断状況とか、そういうこともあります。そういうことを複合的に判断していただくのが判定委員会となっております、その中で決定をさせていただいております。

あと、生活保護のものであった人が養護老人ホームに入っておったかというのは、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、また次のときにお知らせをさせていただきたいと思います。

以上です。

○榎橋委員長 よろしいですか。じゃあ障害者福祉費の。

大畑委員。

○大畑委員 支援施設の通所の補助金なんですけども、197万4,000円の増額補正なんですけど、実績による請求増加となつとんですが、この実績というのは、これも当初である程度見込んで予算立てておられると思うんですけど、各施設に何人通所されてるかというのがわかるので、あるんですけども、実績による、要は確定、精算という形になるんでしょうけど、相当額が多いように思うんですね。

というのは、僕の認識から言うたら、バス通されてる方は非常にバス代安くなりましたから、往復でも200円で行ける人とか、最高でも400円ぐらいで行けるんですよ。とか、あるいは自動車で行かれる方でも、キロ15円の算定ですから、そんなに高くはないと思うんですね。そういうことを考えてみて、197万4,000円というのは相当実績が、当初の見込みと随分違うんやなというように思うんですけど、これはよく通所されたという成果というふうに見るとかね、その辺まだあるんですけど、こういう補正に至った理由についてもう少し説明をいただきたいと思います。

○榎橋委員長 田中次長。

○田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 失礼します。今、大畑委員のほうから御質問がございました。少し説明不足のところがございます。といいますのが、今、この通所費に係る補助金の交付要綱によりますと、通常補助金は単年度での実績報告で完了といったようなことなんですけど、補助金の交付要綱については年限が定まって

おりません。つまり事後精算と。御本人が使われた交通費であったり、当然バス代、あるいは家族の送迎、あるいは施設の送迎を利用する、そのことを証明することによって後日要った費用をこちらに請求をされると、こういうことになっておりますので、例えば前年、あるいはその前の年などもこれまで受け付けをしております。そういったことから、幾らかは当該年度ではなく前年の分も次の年に払っているということがございましたが、今回実はある施設で大変、前の年、その前の年のものが今年の8月、9月にたくさん請求が出てまいりました。施設には当然どうだったんだということで指導はしたわけなんですけども、それが約70万余り。通常でも20万前後は前の年の分、少しおくれて出てくることはあるんですけども、そういったことから、この平成30年度に、昨年、平成29年までの分を既に払っているものが94万円余りということになっております。よって、それに近いものが今年も今年度分として必要であろうということから、今回190万ほどの補正をするようになったような次第でございます。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 そこまで説明してもうたら質問が難しくなると思ってんやけど、それは単年度会計の趣旨から言うと、そういうことがあっていいのかなというふうに思うんですけど、なぜそんな事態が起きてるんですか。

○榎橋委員長 田中次長。

○田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 まず、補助金の交付要綱の内容、趣旨からして、これは前年あるいはいつまでのものかということについて問題があるかないかということは、これは総務のほうにも確認をしておりますし、補助金の要綱ができたときにも事後精算ということで、補助金の交付申請をし、それに伴って通所の日数あるいは手段が間違いないかどうかを施設のほうで証明をして、請求をすれば、それで審査も完了といったようなことで要綱ができていく経緯がございます。そういったことから、実績報告等も要らないという除外規定なども設けてあります。

何年さかのぼれるんかということまでは、その要綱には実は書いてありません。我々のほうもこのままでいいのかということ、事務方としましてもこの補正を上げるときにもちょっと課内で議論いたしました。このままではよくないということから、一定期限なども定めて事業所には周知しないと今後いけないだろうということで、そういったことの準備もする予定でございます。

法制上は特にそのこと自体は今の要綱上は問題はありません。ただ、何年も前に

実はこの方が家族の送迎で、例えば5年前に通っていたということを、施設のほうもそういった書類を保管する期間がございますので、そのことが証明できれば、今の要綱上は支払わざるを得ないなというような事態であります。今回なぜ起こったのかということまでは現在のところ追求はしておりませんが、一つの施設で相当な額があったということで、今後、先ほどの要綱の改正といったようなことも視野に入れながら、指導のほうもきちっとしていきたいなというようなことしかちょっと今のところは申し上げられません。申しわけありません。

○大畑委員 金額的に分けてもう一度教えてください。194万4,000円の中に過年度分が幾らで、今回増になる分が幾らというの。

○榎橋委員長 田中次長。

○田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 済みません。先ほど申し上げましたのは、今年に入ってから昨年度まで、過年度という言い方はちょっとふさわしくないと思いますので、昨年度、平成29年度までの補助金の請求があった分が94万6,000円になります。あとは今年度、これから支払うべきものであろうというものがおよそ100万円といったような見込みを立てております。

以上であります。

○榎橋委員長 ほかにはいかがですか。

大畑委員。

○大畑委員 どういう確認で、支援費とかいろいろ出してるわけですから、大体わかりますよね。誰が、その中で通所してる方と、対象の方とそうでない方があるんかもしれませんけど、根拠資料は年度内にははっきり実績としてはわかると思うんですよ。なのに、通所の分だけが支払いができてなかったという、請求がなかったということ自体がおかしいなと。逆に請求がないんだったら市のほうから求めなあかんの違うかなと思ったんですけど、今。それを、なかったから、年度またいで後で払うんですみたいな、そういう要綱で問題ないんですということ自体はちょっと理解ができません。そんな要綱になってるということが。

○榎橋委員長 田中次長。

○田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 今、委員おっしゃるところも私どももちょっと感じるころではあります。といいますのが、事業所、就労支援事業所なり、あるいは生活介護の事業所なりあるわけですが、通所されている方が、必ずこちらがサービスの範囲を示して、例えばデイサービスであったり、就労支援事業所であれば月に何日といったことで、必ず決まった日数でサービスを受けていらっしゃる

るかどうかということは、正直なところ、判明しない部分もあります。体調を崩して休まれたり、全然、今、要綱上は3カ月ごとに通所費については請求をするということで、月まで指定をしております。要綱の中では。年に結局4回ということになるんですけども、場合によってはその3カ月間で全然通所されない利用者さんもございます。

我々のほうもお一人お一人の方、通所の台帳などをつくっているわけではございませんので、そういうことから言うと、請求があって、しかも通所の方法、今、大畑委員も言われたように、バスを今使われている方もございますので、以前から見ると通所費は、平成27年度には1,000万を超えていたような補助金だったんですが、明るる年から市内に公共交通が整備されまして、安く通えるようになったので、通所費は一時がくっと下がってはおります。そういうバスを使われるのか、あるいは家族の方が送迎をされるのかといったこともこちらではわからないような状態でありますので、そういう意味ではちょっとこちらのチェックがしにくい現状であるということでございます。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 となると、この実績ということが何の実績かというのが問われるんですよ。つかみ切れてないのになぜこの金額を支払おうとされるのかということなんです。だから、何かでもってそこは証明できる、客観的に見て不正がないというふうに、もちろんないですよ、それは。ないけども、支出根拠として間違いはないんやというものをつくらなあかんじゃないですか。そういうものを。それがいい中で今動いているということ自体がちょっと信用できないというふうに僕は今思ってしまったので、そこは、確かに障害福祉課が一々そんな、誰がいつ行って行かなくてなんて把握できるはずがないので、それは施設に任さざるを得ないんですけど、そことの間で、施設と市との間できちっと約束事をしておかないと根拠にならないんじゃないかなと僕は思いますけどね。

○榎橋委員長 田中次長。

○田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 済みません、今、単純に実績というふうな書き方をしておるんですけども、実績というのはちょっと、ある意味前年度の決算と。それと今の通所の状況といったところの意味での実績という文言でやっております。つまり、お一人お一人積み上げていくというよりも、過去に幾ら通所費を使ったのか、あるいは新年度の予算、ちょうど昨年、今時分よりちょっと早いんですけども、昨年でしたら平成29年度の上半期の実績を見て、次の年度のものを決めていくとい

った意味での実績というふうに今、表現としてはしております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 そういうこと言うてるんじゃないくて、予算は何をもとにして予算をつくるかいう話と、それから、支払うときにはきっちり、根拠がないとおっしゃったから、根拠をもってしてもらわないとね。いやいや、バスで来てるのか車で来てるのかわからないとおっしゃったから、それは補助金出す側としては。

○榎橋委員長 田中次長。

○田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 済みません、ちょっと説明がいいかげんではないわけなんですけども、御本人さんがどういった形で通所をされるかというのは、年間決まっているものではないということで私説明を今させてもらったんです。月によっては家族の送迎があったのが、急に家族の方が、例えば仕事をされ出したので、もうあなたバスで行きなさい、あるいは施設の送迎を利用しなさいということに変わる場合などもあるので、こちらであらかじめ御本人さんがどういう形で通所されるかということ把握し切れないというような意味で申したんです。申しわけありません。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 先ほどの支払い方法はかなり詳細な請求書を起こしていただいております。基本利用者さんからの申請ということで、一部、先ほど施設とありましたのは、申請は御本人さんからですけれども、施設の証明もありますので、施設が取りまとめてこちらのほうに3カ月分を出していただくというような形になっているということで、通所の方法であったりとか、それから何回通ったとか、そういったものを本人さんが施設に出されます。施設はそれをチェックして、施設として間違いがないということを証明されて、最終的にこちらの市のほうに請求という形で請求があったものを支払っております。

今回のケースなんですけれども、まず要綱の問題につきましては、年限が一般的に単年度と私どもも思っているんですけれども、法制に確認する中で、これに限らず市の補助要綱の中には年限を区切っていない補助要綱もあるそうです。それに対しまして、今回、過年度、過年度という言い方がどうか、前年度以前の請求としてあった29名の方がいるんですけれども、それに対して、施設はそういう取りまとめをされない施設もあります。その方は毎月自分で施設の証明をもらって障害福祉課のほうに持ってこられます。そうではなくて、その29人の中の半数はその年度の区切りがないということで、それは一つ課題とは私どもも今回思っているんですけれ

ども、5月の終わりぐらいに平成29年分ということで出されたものが半分近くはございます。それについては直近の支払い日にお支払いしております。

残り半分の人につきましては、施設が送迎の車を使われたものについては3カ月ごとにコンスタントに請求があったんですけれども、いわゆる自動車で来られたところが漏れ、施設が請求するというものではないですから、なんですけれども、そういった自動車を使われたりとか、そういう部分が、いつも取りまとめていただいております施設が出てこなかったということで、今回、8月になりましてからまとめて、施設から取りまとめとして出てきたという形になっております。

そういったところは、やはり施設のほうへの指導も、個人さんの申請ではあるんですけれども、取りまとめをしてくださっている以上はやはり責任を持って対応していただくようにという指導も含めまして、それから、先ほどの年限の問題も含めまして、整理をしていかないといけないと思っております。

以上です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 それはそれで課題整理していただくということで。

補助金の今の制度のところちょっと伺いたいんですけど、バス通、昔は神姫バスの距離別の料金だったから非常に高かったけど、今は市の公共交通の関係で、その恩恵で大分低くなってます。それともう一つ、自動車、重度の方については保護者の送迎みたいな形で自動車使われていることが多いんですけど、ここがキロ15円という算定の仕方なんで、普通、費用弁償なんかに使われているのが大体30円とかいうのが使われていると思うんですけど、ここは非常に少ないなと僕は見たんですけど、この15円というのとは何か、その理由についてちょっと、わかったら教えてもらいたいんです。わかったらどうか、わかるんですね。

○榎橋委員長 田中次長。

○田中健康福祉部次長兼障害福祉課長 ちょっと定かではないんですけども、実は通所費の補助金については市単独の制度でございます。国県の補助等があればそれに従ってやるわけなんですけども、この補助金制度ができた背景というのは、ちょっと詳しくはわからないんですけども、通所に係る自動車の燃料代等の一部をやっぱり補助するという考え方があったんじゃないかなというふうに担当者としては考えております。

以上です。

○榎橋委員長 林委員。



○林委員 補正の理由はね、予算が足らんさかいに増額とかいう理由、それなりの理由が書いてあるで、いろいろとわからんところがあると思うんやね。そやさかい、増額するにしても減額するにしても、何らかの理由があつてされると思うんでね。ここの補正理由のところね、もうちょっとわかりやすく書いてほしいなと思います。

それと、2ページのところの一宮保健福祉センターの空調設備の関係で云々と三つ事業費の補正があるんやけどね、これちょっと、こういう取り扱いをされとんか、ちょっと確認なんやけどね、施設の部分については議決事項でないんでね、もうこれわかりやすいために書いてあるんやけども、事業費の中でもいろいろあるわね。項目が。これはそれぞれ電気代だったら電気代、修繕料とか燃料代とかいう、分けた取り扱いいうんかね、それぞれでやられとんかいね。運用としてやで。

それで、これ見たら一宮保健福祉センターの電気代、いろいろあるわね。燃料で。また波賀の保健福祉センター、千種の保健福祉センター、それぞれにこれ、施設の中で配分されて執行されるで、こういう補正の仕方になるんかいね。そやさかいに、施設内の流用やったら予算上上がってこいでもええんやけども、ここでは流用いうて書いてあるわね。そやさかいに、当初予算と決算と比べた場合やで、この流用いうんは出てこんと思うんやけども、そしたら、流用したで減りました、そやさかい足らんで超過しますいうたら、最終的に余れへんのんかいな。とかいうようなことになって、ちょっとややこしいんやけども、こういう取り扱いをせんとあかんのんかいな。

○榎橋委員長 前田課長。

○前田一宮保健福祉課長 失礼します。今、林委員さんがおっしゃられた件ですけれども、おっしゃられますように、節としては一つの節でございます。その中に細節ということで、このように燃料代ですとか電気代ですとか施設修繕料といったものが中にあるということでございます。

それと、千種のお話も出たんですけれども、それぞれで、それぞれの原課のほうで執行できるような予算システムになっておりますので、執行についてはそれぞれの各課に執行権限が割り振ってあるというような、今内容となっております。

それで、今回、一宮保健福祉課の補正につきましては、11の事業費の中の部分でございますけれども、施設内でも流用という手続をとらざるを得ませんので、一宮の場合ですと、このたびちょっと空調機器に故障が生じまして、どうしても緊急に修繕をしないと、社協さんのデイサービス等も実施をしておりますので、緊急に対応させていただく中で、修繕料としての予算がないというところで、手続をきっち

り踏ませていただいて、施設内流用という形になりますが、流用措置をとらせていただいて、修繕をさせていただいたというような流れになっております。

以上です。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 それはわかるんやけどね、予算のトータル的な予算いうたら、一本やと思うんやね。ここの。科目の予算ね。そやから、事務上にそういう細節新たに設けてされるんやろうけどね、ほやけども、それはここの予算上では関係ない話やでね、言うたら。事務上わかりやすくするためにされとると思うんやけども、そやさかい、これ、どこもこういうことで、庁内全部こういう取り扱いされとるんやったらね、そうやという見方をせんとあかんし、同じ施設内やったらもう自由に利用されたらええ話やでね。と思うんやけども、全部そうされとんやったらね、そういうことでまた見させてもらいますけども。もう変えられんのやな。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 実は、議決案件のところとありまして、どのようにここを書いたらよいかということを実は私どもも、単純に高騰したから92万5,000円が足りなくなったのではなくて、一番ベースが先ほどの故障というところからスタートしてますので、書き方として書いたんですけれども、おっしゃられるように、議決案件のところと案件じゃないところまでここに説明する必要があったのかどうかというところは、もう少し工夫が要ったのかもかもしれませんので、ちょっと書き方のところはまた検討したいと思います。

それで、取り扱いについては全庁システムでやっておりまして、そういった節の中にさらに節を設けて、動かすときには流用手続をとってというような形になっております。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 修繕料が足らんでいうことなんで、修繕料に上げてやで、ぽんとね。この補正のときはやで。それであとまた配分してあったらええと思うんやけど。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 勉強してやらさせていただきます。

○浅田委員 大枠で修繕料なかったん。他の3施設。その中で泳げたら泳いだらええし。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 今、縦に伺いましたので、どこともいつも修繕がなくて、最

後流用とかをしているんですけども、また横の所属も見ていくというような考え方も取り入れたいと思います。

○榎橋委員長 では、よろしいでしょうかね、この部分ね。では、第117号議案は終了いたします。

午後 1時58分休憩

---

午後 2時40分再開

○榎橋委員長 皆様、こんにちは。早いもので本年最後の委員会となりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、教育部の委員会を進めさせていただきますが、まずは分科会のほうから始めていきます。

第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の関係部分のほうから始めていきたいと思います。

説明のほうお願いいたします。

山本次長。

○山本教育部次長 それでは、補正予算（第5号）の関係部分につきまして説明をさせていただきます。

分科会資料の1ページです。

第117号議案、歳入のほうから説明させていただきます。款、目、説明については省略させていただきます。補正内容、補正額、理由等により説明いたします。

まず初めに、保育所保育料保護者負担金200万円、これにつきましては、保育料の賦課実績による増額であります。

次に、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、これは2,992万3,000円、保育給付委託費増額に伴う増額でございます。

続きまして、放課後児童クラブ整備費補助金の城下学童保育所建設事業完了に伴う505万9,000円の減額でございます。

次に、87万5,000円、保育対策総合支援事業費補助金、内容につきましては、事務効率化推進事業（ICT）補助金が50万円、それから事故防止推進事業補助金が37万5,000円となっております。

次に、保育所等整備交付金25万7,000円、これにつきましては、防犯対策強化整備事業（ブロック塀等の安全対策）の交付金でございます。

済みません、予算書については10ページをごらんください。

小学校環境改善交付金等4,935万円、続きまして学校施設環境改善交付金等、これは中学校ですけれども、2,475万円、この二つにつきましては、空調設備整備事業について国庫補助事業採択が見込まれるため、財源の組み替えでございます。資料には見込まれるためとしておりますが、本日、文部科学省より予算どおりに事業採択内示がありましたので、御報告をいたします。

次に、子どものための教育・保育給付費県費負担金868万9,000円、これにつきましては、保育給付・委託費増額に伴う増額でございます。

予算書については11ページになります。

放課後児童クラブ整備費補助金126万6,000円の減額でございます。城下学童保育所建設事業完了に伴う減額でございます。

次に、教育振興寄附1,000万円、これにつきましては、教育振興指定寄附による増額でございます。

次に、公共施設等整備基金繰入金7,410万円の減額でございます。理由につきましては、空調設備整備事業について国庫補助採択がなされたためでございます。財源の組み替えです。

次に、予算書の12ページになります。過疎対策事業債（幼保一元化推進事業）、8,410万円の減額でございます。これにつきましては、事業内容の見直しに伴う減額です。

次に、過疎対策事業債（学童保育所整備事業）990万円、これにつきましては、城下学童保育所建設事業に充当いたします。

分科会資料の2ページをごらんください。

続いて、歳入部分です。

過疎対策事業債370万円、これにつきましては、一宮北小学校可動間仕切り壁の新設工事に伴い、借入れをするためでございます。

次に、合併特例事業債（小学校整備事業）、2億4,100万円の減額でございます。理由につきましては、空調設備整備事業について国庫補助採択が見込まれることから、より有利な起債、学校教育施設等整備事業債へ変更するための財源の組み替えでございます。

次に、学校教育施設等整備事業債2億5,360万円、これにつきましても、理由としましては、先ほどと同じでございます。

次に、合併特例事業債1億2,440万円の減額でございます。理由につきましても、先ほどと同じでございます。

次に、学校教育施設等整備事業債（中学校整備事業）です。1億3,090万円、理由につきましては、先ほどと同じように財源の組み替えでございます。

次に、分科会資料の3ページをごらんください。

歳出についてですけれども、臨時職員社会保険料等9万8,000円、それから臨時職員の賃金64万5,000円を上げさせていただいております。理由につきましては、育児休暇等取得職員の裏付臨時職員の賃金の増額によるものです。

続きまして、認可保育所等施設型給付・委託費8,180万円、これにつきましては、人事院勧告に伴う保育単価の改正、経験年数に伴う加算金の増額でございます。

次に、保育対策総合支援事業補助金131万3,000円、内容は、業務効率化推進事業（ICT）補助金が75万円、それから事故防止推進事業補助金として56万3,000円でございます。

次に、保育所等施設整備費補助金38万5,000円、理由としましては、防犯対策強化整備事業補助金（ブロック塀等の安全対策）の補助金でございます。

続きまして、予算書につきましては18ページになります。

学童保育施設整備工事費を674万7,000円減額いたします。理由としましては、城下学童保育所整備工事完了に伴う不用額の減額です。

次に、認定こども園建設等工事費5,416万円の減額です。理由としましては、（仮称）戸原認定こども園建設工事請負契約締結に伴う不用額の減額でございます。

次に、施設用備品購入費700万円の減額です。理由につきましては、認定こども園建設に係る施設備品の購入に当たり不用額の減額でございます。

予算書につきましては23ページをごらんください。

施設用備品購入費700万円、これにつきましては、一宮北中学校における教育振興のための指定寄附に伴い備品を購入するためのものがございます。

次に、小学校営繕等工事費370万円、平成31年度に一宮北小学校において特別支援学級が増設、2学級から3学級に増設されることにより、教室確保のために可動間仕切り壁を新設するためのものがございます。

最後に、予算書の5ページをごらんいただきまして、第3表の債務負担行為補正、追加ですけれども、小学校トイレ改修工事設計監理業務委託150万円を今回上げさせていただいております。これにつきましては、神野小学校のトイレ改修の分でございます。

以上です。

○榎橋委員長 前田部長。

○前田教育部長 私のほうからは、追加資料ということで、空調設備に係る財源の組み替えがもう少しわかる一覧表をとということでありましたので、本日配付しております。追加資料で一番最後のページ、6ページをごらんください。

ここで、補正前というのが前回9月のときに補正をさせていただいた財源内訳となっております。そして今回この補正額、真ん中の欄が今回の補正となっております。これを見ていただくとよくわかるように、小学校費、当初では国庫補助がつくまでということで、繰入金のほうで5,400万、それから合併特例債で2億6,480万というような格好をしておりましたけども、今回、国庫補助がつきましたので、小学校では国庫補助が4,935万円、その分繰入金と合併特例債を落とさせていただいて、学校教育施設等整備事業債を市債のほうへ充てております。

同様に中学校費につきましても、繰入金2,435万円、合併特例債1億2,440万円のところを、今回国庫補助がつきましたので、2,475万円の国庫、それから繰入金のその分を落として、市債のほうを合併特例債から学校教育施設等整備事業債のほうへ組み替えをさせていただいておるとということで、補正後につきましてもはこのとおり、今現在今回こういうことになるということで、一覧表で整理させていただいております。

以上でございます。

○榎橋委員長 ありがとうございます。

説明をいただきましたので、117号議案の論点整理のほうから行っていきたいと思います。

宍志の会さん、どちらか質問をお願いします。

○今井委員 これ詳細教えてくださいということなんです。というのは、今の・・・ちょっとよくわからなかったので、予算書の17ページのところなんですけども、認可保育園保育所運営費で4,300万とか、その辺の、もうちょっと詳細を教えてくださいなと思います。

○榎橋委員長 中尾課長。

○中尾こども未来課長 それでは、こども未来課のほうから上げております私立の保育所のこども園の運営費の補正予算について御説明を申し上げます。

まず、この当初の予算なんですけれども、当初予算編成時には入所が確定している児童分のみ予算計上ということで、現状の当初予算が昨年度の決算額に比べて少なくなっておるとということで、その部分の補正も含めて補正をさせていただいておりますので、まず金額が大きく膨らんでおるとことはおわかりいただけるか

なというふうに思います。

中身でございます。まず、保育所と認定こども園につきまして、理由ごとに整理をしまして、一度に報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目といたしまして、先ほど申し上げましたように、年度途中に入所する子どもの保育費について当初予算には計上ができておりません。この4月から今年3月末までに入所が見込まれる児童数として69人の児童数の見込みをしております。そのかげんで、保育所に入る子どもとして56人、予算にしまして2,940万円、こども園で13人で1,876万円という部分につきまして、年度途中の入所の児童に係る保育費ということで今回補正をさせていただきます。

2点目といたしまして、人事院勧告に基づく保育単価の見直しでございます。保育単価の改正につきましては、毎年2月に改定をされております。今回、人事院勧告によりまして、民間給与との格差ということで、公務員の給与を0.16%、一時金にして0.05カ月分の引き上げが実施され、市の職員の部分につきましても今議会に提案をさせていただいておるところでございますが、これにあわせて保育費の単価というものも改正になってまいります。その部分で、保育所の部分で210万円、こども園の部分で54万円の保育費単価を見込みをしております。

3点目といたしまして、その保育単価の適用にあわせまして、保育士の加算率の見直しによる補正ということで、保育士の現状といたしまして非常に離職率が高いということで、職員の配置状況に合わせて毎年この時期に各園ごとに、保育士の経験年数をもとに保育単価の見直しをしております。その部分につきまして、保育所の部分で1,150万円、こども園の部分で750万円というものを見込んでおります。

4点目といたしまして、ひょうご保育料軽減事業の規定に基づきまして、こども園につきましては保育料を直接園が徴収することになっておりまして、市内にあります二つのこども園では保育料を園が独自に徴収をしております。その部分で、県が保育料の軽減、多子世帯ということで、2人以上子どもがいる家庭を対象に5,000円を超えるある一定の部分に保育料の軽減をするということで事業を実施するものにつきまして、200万円、法人が減収になる部分の補填ということで、市のほうから寄附を行います。

最後に、5点目といたしまして、管外公立施設への委託費ということで、市外の公立施設に子どもが入所する場合ということで、現在、安富にあります安富こども園とたつの市にありますこども園のほうに、公立施設に3施設に7人の子どもが入所をしております。その委託費ということで1,000万円の補正をさせていただくと

いうことをございます。

以上、御説明を申し上げます。

○榎橋委員長 よろしいでしょうか。

○今井委員 この予算書の中には4,300万と2,880万というふうな形の書き方をされてるんですけども、それが今言われとった四つの中のその合計がこういう形になって出てくるということやね。

○榎橋委員長 前田部長。

○前田教育部長 その子ども・子育て施設型給付費2,880万いうのがあるでしょう。いうのが、こちらこども園のほうのことなんです。それで、上の認可保育所がほかのこども園じゃないほうの保育所のことで、今、課長が説明したように、例えば子ども・子育てのほうで言ったら、当初見込んでおった分から言うたら1,876万円が足らなんだ、それから保育単価の見直しで750万、それからひょうご子ども・子育ての200万、それから保育単価の見直しで54万いうので、それを足してもうたら2,880万になっていく、そういうような理由になります。

以上です。

○榎橋委員長 よろしいですか、追加。

○浅田委員 もうひとつ131万3,000円。

○榎橋委員長 保育対策総合支援事業の131万3,000円。

中尾課長。

○中尾こども未来課長 済みません、前回の委員会で御説明をさせていただきましたが、保育対策総合支援事業補助金ということで実施しますのが、ICT化事業、民間の保育園1園でございますが、75万円。それから、事故防止推進事業といたしまして、午睡の無呼吸の事故防止のアラームの設定の機器の購入ということで、6園で25個機器購入ということで、56万3,000円ということで補正をさせていただいております。

また、ここには論点整理には入っておりませんが、防犯対策強化整備事業ということで、民間1園、ブロック塀の安全対策ということで38万5,000円の補正を計上させていただいております。

○榎橋委員長 わかりましたね。いいですか。じゃあ教育費の。空調設備工事。

大畑委員。

○大畑委員 空調のまとめた資料を出していただきましたので、これで変化はわかるんですが、補正理由のところに、市債のところですけども、より有利な起債へ変更



するためと書いてあるんですが、どういうふうに有利なのか説明いただけますか。

○榎橋委員長 西林課長。

○西林施設整備課長 通常の起債、合併特例債の充当率は95%でございまして、今回の学校教育施設等整備事業債、補正予算債ですけども、100%の充当率になっておりまして、その5%分が有利に借り入れできるということでございます。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 交付税算入はどういうふうになってますか。

○榎橋委員長 西林課長。

○西林施設整備課長 交付税算入につきましては、合併特例債が7割の償還、補正予算債につきましては60%の償還と聞いております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 充当、僕もちょっと調べてみたんやけど、100って書いてるところよう見つけなんだんやけど、90しかよう見つけんかったんですけど、100あるんやね。間違いないね。

それで間違いないのであれば、私がよう探してないんですけども、これまで当局ずっと説明されてた有利というのは、充当率のこともありますが、あとの交付税算入やね。ここが70という、非常に大きいということはずっと言われてきたんですけど、今回60ですよ。10%少ないんやけど、これ、充当率が5%充当が広くて、交付税算入が10%少ないということで有利だというふうに言えるのかどうか。その辺ちょっとよう計算せんのやけど。額的にどうなるのか教えてください。

○榎橋委員長 西林課長。

○西林施設整備課長 今、大畑委員が言われたように、最終的に償還まで考えると、確かに補正予算債、学校教育施設等整備事業債は、若干でありますけど、利子等を無視すれば不利になるかと思いますが、財政課と確認する中では、合併特例債、もともとは使用の用途があったということ無理やり空調設備に充てたということで、その分を今回借り入れできる学校教育施設等整備事業債に組み替えをしたということでございます。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 わかりました。だから、より有利な起債というところについてはもう少し丁寧な説明をしていただきたいなという、今言われたような形で説明をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○西林施設整備課長　また確認をさせていただきます。

○榎橋委員長　ほかには大丈夫ですか、よろしいですか。

大畑委員。

○大畑委員　また資料をいただきたいんですけど、一応私たちも通した後は、今度私たちに説明責任が出てくるんで、このように有利ですというか、こうなりますということが説明できる資料が欲しいんです。お願いします。

○榎橋委員長　前田部長。

○前田教育部長　教育部だけでは有利とはなかなか、今あったように、ちょっと説明が難しいと思うんです。というのは、逆に学校教育施設等整備事業債、ちょっとは不利になるんですけども、かなり有利なんが使えることによって、ほかのところでは合併特例債事業を充てておったんを無理やりこっちへ持ってきとったいうんがあるので、結局合併特例債事業を充てる事業が、市全体としてはほかに持っていけるいうところ、そこでは有利になるないことを財政的には考えてくれとるんやと思うんですけどね。ですから、なかなか教育委員会だけの資料でいうたら、ちょっと難しいところがあるかなという気はちょっとします。

○榎橋委員長　大畑委員。

○大畑委員　だから、それは起債を使うという前提に立った話なんでね。そのことが有利なのかどうかという意見もあるわけですよ、市民の中ではね。そういうところに説明するときね。だから、結局振り分けて、合併特例債を使うものをふやしてきたというふうに見てる人もあるわけですよ。だから、より借金をたくさんできるように枠を広げてきたというふうに言われないようにしていかなあかんというか。その説明をしたいだけのことです。

○榎橋委員長　前田部長。

○前田教育部長　またちょっと委員長に相談に乗ってもらって、きちっとどんな資料ができるか、ちょっと相談に乗ってください。

○榎橋委員長　よろしくお願いします。

117号はよろしいでしょうか。次参りますね。

午後　3時08分休憩

---

午後　3時38分再開

○榎橋委員長　宍粟市議会定例会付託案件採決及び賛否確認でございます。分科会を再開をいたします。

第117号議案でございますね。平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の賛否確認をさせていただきます。

自由討議ございますか。

（「なし」の声あり）

○榎橋委員長 討論ありませんね。

（「なし」の声あり）

○榎橋委員長 それでは、賛否を確認させていただきます。第117号議案を賛成の委員の方、挙手を求めます。

（挙手 全員）

○榎橋委員長 全員ですね。はい。意見等がありますか。

第121号議案、総合病院ですね。平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）の分ですね。第121号議案の賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手 全員）

○榎橋委員長 はい。全員ですね。意見はありますか。

（「なし」の声あり）

（午後 4時42分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会文教民生分科会 委員長 榎 橋 美恵子